

# 第15回西和賀町議会定例会

令和3年9月9日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順4番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 改めておはようございます。刈田敏です。早速質問に入ります。

今回は、観光振興についてと集落支援についてということで、2点通告しております。よろしくをお願いいたします。

第1点目として、観光振興について。町村合併後、これまで産業全般の振興策を進めてきたわけですが、持続可能なまちづくりを目指し、さらに様々な施策を進めていく必要がある

と感じています。コロナ禍の状況もあり、今後この点を捉えながら、新たな対応が不可欠であります。観光振興については、観光資源や地域資源を活用しながら、産業間の連携を密にしていくことが求められておりますけれども、これまでの取組及びその成果、今後の考え方についてお伺いいたします。初めに、温泉の活用についてお伺いします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから、観光振興についての質問でございます。担当課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ご質問につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

温泉事業に関しましては、地方交付税の減少が見込まれる中、西和賀町公共施設等総合管理計画、第3次西和賀町行政改革大綱に基づき、平成29年度から温泉施設の在り方について検討を進め、多くの方々からご意見をいただきながら、今年度には全ての施設の方向性が決定できるものと考えております。

今後は、観光要素の高い温泉施設につきましては、さらに誘客施設の核として取り組んでまいりたいと考えており、民間温泉施設なども活用させていただきながら、西和賀町の温泉ブランドのブラッシュアップと情報発信などに取り組み、誘客につなげてまいりたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 温泉の活用については、合併前のお話になりますけれども、平成15年に湯田町沢内村任意合併協議会の住民懇談会資料には、新しい時

代の結によるまちづくりということで、温泉の利活用による医療と健康増進、それから温泉の新たな活用の方法の検討という住民の願いがあったわけですが、これに関して、現状様々な面で大変になってきているとは思いますが、この点についてはどのような成果というか、どのようになってきたかという辺りをお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 合併協におきまして、平成27年度、旧湯沢町と沢内村が合併したわけですが、その当時は……平成17年度です、申し訳ありません。温泉に関する利活用であるとか、医療、福祉なども含めまして、新たな活用方法、どういったことを進めてまいるといふ考え方というのは、当時旧湯田町で計画がございましたお湯〜とびあ構想によるものというふうにご考えております。公共温泉施設の在り方について検討するものにおきましても、お湯〜とびあ構想の考え方というのを一旦整理させていただいた中で取り組んできているところでございます。

お湯〜とびあ構想は、観光誘客に限らず、例えば無散水型の温泉熱を利用した駐車場、冬季の駐車場への活用であるとか、当時は温泉熱を活用したスッポンの養殖であるとか、花卉栽培であるとか、様々なものに取り組んできているところであったろうというふうにご考えております。

成果としては、当然あったというふうにご考えておりますし、今後も活用できるところは活用しながら進んでいるところでございます。現在観光振興において温泉の活用につきましては、誘客活動の一つとして捉えておりますので、観光振興計画の中で常に温泉の活用については議論をしながら進めているところでございますし、今後も活用できるところをしっかりと対策を取りながら進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 医療と健康増進ということでありませけれども、これに関しては温泉プールの利用とか、中にはあったわけでありませけれども、一番やっぱり各地区にある温泉はコミュニケーションの場とか、ストレス解消の場として、かなり健康増進には寄与してきたものだとは思っております。今後様々なことをまた計画というか、施策によって進んでいくのだろうと思はれども、やはり合併前のなかなか難しいときに、どうしてこの町を、この村を、持続可能なまちにするのだろうということ、いろいろ意見を集約したわけでありませるので、このことはかなり大きいと思はれども、ぜひともこの辺はきちっと把握しながら、今後進めていただければと思はれども、いかがでしょうか。

温泉の新たな活用としては、やっぱり熱エネルギーの活用があると思はれども、融雪に関しては今回の若者住宅等でもやると言っておりますけれども、やっぱり一番観光として、連携して産業としては、そこで仕事を増やして、そしてお金もそこで潤っていかねばいけません。やはりハウスを利用しての野菜、山菜等の栽培というのは、かなり今後有意義だと思はれども、スペイン的には、何年かやはりきちっと計画立てて、人材育成と試験栽培、ほかとは違ったものができていくと思はれども、まずは温泉を利用しての、そういうこともしっかりと念頭に置いて進んでいただければと思はれども、いかがでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 議員おっしゃるとおりというふうにご考えております。ご質問の趣旨であります産業間の連携を密にするというのはまさしくそのとおりでございますし、観光誘客だけにとらわれず、横断的に他課との連携を深めながら、しっかりと対策を取っていききたいというふうにご考えております。温泉は、この公共温泉施設だけではなくて、熱利用を踏まえた形で様々な施策に取り組める可能性がございますので、しっかりと検

討ささせていただきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 それで、今温泉施設をいろいろ施設があるところに譲渡というか、引継ぎしていくわけですけれども、そこにおいても入浴のみならず、その施設施設でこれをやりたいというのであれば、やっぱりその辺は十分に相談しながら、温泉活用もしていくことも必要ではないのかなということをお願いしまして、次の質問に入りますけれども、次は冬季の観光については、どのように進んできたのか、その辺をお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 冬季観光についてご質問でございます。

豪雪地帯である本町の冬季誘客事業では、繁忙期である季節と閑散期である冬季について、この差をできる限り埋める対策が必要であるというふうに認識しております。第1次観光振興計画において、冬季イベントのブラッシュアップに取り組んでまいりました。イベント実施に関しましては、単発的な誘客活動ではありますが、情報発信力から引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策を図りつつ、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後の誘客活動につきましては、現在体験型観光が主流となりつつありますので、第2次観光振興計画において取り組むべき課題の一つとして、現在検討を行っているところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 冬季の観光を見ますと、まずは代表されるのが雪あかりでありまして、これはやはり西和賀町全体に浸透してしまっていて、それぞれの個性のある雪まつりを楽しんで、それに対してやっぱりほかから見に来るといって、これは観光的にはすごくいいことであると思うのですが、マンパワーとコストがかかっているという、やっぱり今後かなり厳しくなるのかなと

思っております。

お金の面でいうと、やっぱりチラシ、あんなに立派なチラシをたくさんまく必要があるのかなというちょっと疑問もありますけれども、やっぱり雪あかりが根づいているのであれば、いつそれやりますよと言っただけで、来る人は毎年来ると思うのですけれども、その辺もやっぱり使い方を変えていく必要があるのではないかなと思います。住民の生活の中の歴史文化、そして自らが楽しめる素材があれば、この雪あかりというのは永遠に続いていくのかなと思いますし、それを見に観光客であったり、そういう人たちは増えていくと思います。これは、かなりのポイントになっていくのだと思います。

それから、今後の冬季、やっぱり冬場、観光客が少ないということでもありますけれども、これは各旅館等にお伺いしてもそうだったのですけれども、どうしても冬場は減ってしまうということでもあります。この辺は、やっぱり雪遊びがポイントになるのではないかなと思います。修学旅行、これはあくまでもコロナ後、今後の考え方で、私の考えですけれども、修学旅行、家族旅行としてはかなり素材がいい。アドベンチャー in 西和賀ツアーとか名前をつけまして、今さらですが吹雪体験ツアーの名前を変えて、ホワイトアウトチャレンジとか、その中身的にはけつぞりとかかまくらづくり、かた雪体験等素材はたくさんありますので、こういうことをうまくやっていると、西和賀全体にいろんな遊びを求めて人が来るのではないかなと思いますけれども、この辺のお話についてはどのようにお考えですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 冬季のイベントやツアーについてということでございます。

まず、雪あかりについてのご質問でございますが、雪あかりにつきましては、雪あかり実行委員会に対して町が一部補助する形で支援をしている事業でございますが、実行委員会の考え

方といいますのは、イベントであるとともに各地域、部落の方々が寄り添いながら、交流を図りながら、それぞれの地域ですばらしいものをつくっていただいております、その数が非常に多く、また企業などでも多く取り組んでいただいております。そういったものを誘客、いらっしゃる方々にしっかりお伝えするために、あのようなマップ型のチラシを作成しているものだろうというふうに考えております。

雪あかりに関しましては、冬季のイベントにもかかわらず、非常に多くの誘客ができる事業でございますので、町といたしましてもしっかり継続した形で支援をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、ツアーにつきましては冬季にかかわらず、今までも様々なツアー企画を実施してまいりました。課題もかなりございまして、やはりどうしても旅行会社、エージェントに関して委託するような形をすることになりますと、外部に対しての委託ということになります。町内で継続して実施できないかということで、かなり観光協会でも模索しておるところでございます、これについては大きな課題だというふうには考えておりますが、今後そういったものの取組ができるような形で、前向きに現在内部でも検討しているところでございますので、第2次観光振興計画、さらにはまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、誘客活動の一つの核として、体験型も含めた、冬季の事業も含めた形でツアー実施ができるような形を取っていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 雪あかりは継続していくということで、疲れないようにその辺は長い目で見て、やっぱり自分たちが楽しみながらやれる方向を目指していければいいのかなと思います。

次に行きますけれども、山岳観光を含め、体験型ということで、関連しますので次に移るわけですが、山岳観光についてはどのよう

な経緯だったのかお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 山岳観光についてということでございます。山岳観光につきましては、観光振興計画の地域資源を生かした魅力的な観光地づくりといった柱において、西和賀の豊かな自然観光資源として、登山道の継続的な維持管理と情報発信を行ってまいりました。また、山岳会や登山ガイドの会との連携により、定期的なパトロールなどにより状況把握を行いながら、適切に対応させていただいております。

主要な道路からのアクセスには、距離や維持管理に課題は残ってはございますけれども、登山口からの遊歩道については多くの利用者から高評価を得ているところがございます。引き続き適正な維持管理と誘客活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 山岳観光に関しては、西和賀町では構力を入れてきたのかなと思っておりますけれども、やっぱりまだまだ道路等の部分でお金がかかってくる部分があるのかなと思います。これも提案というか、私の考えなのですが、やっぱりコロナ禍によってアウトドア熱というのは、もうかなりこれは増えていくというのは当然見込まれることであります。やっぱり山岳観光の幅を広げていくことが大事になっていく、幅を広げていくということはソフトな感じですが、トレッキングとかハイキング、ましてキャンプ場に関してはいいと思うのですが、そこまで幅を広げていくような山岳観光、要するにもっと西和賀全体をアウトドアの聖地にするということですが、かわまち事業プラス山、キャンプ、クロカン、サイクリング、クライミング、登山等、そういう全体的な考え方をやっばいいいのかなと思います。そのためには、やっぱりビジターセンターっぽいものが拠点である、そういうものがあると、また多くの人が集まってくると思うのです。

それから、若い人たちも今アウトドアブームですので、やはりそういう点では集客して、そして西和賀全体に散らばっていろんなアウトドアライフを楽しみながら、そして夜はテントで寝る人もいますけれども、あとは旅館等で受け入れると、そういうためのビジターセンターっぽいものが必要ではないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ご提案いただきありがとうございます。山岳観光にかかわらず、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりといったものは、議員おっしゃるとおり、湖や川なども活用しながら、当然山岳観光も含めながら進めていくものというふうに考えております。先ほども答弁の中でツアーのお話などもさせていただいたとおり、今後につきましては、当然そういった様々な観光資源の一つ一つの点を結びつけながら、面もしくは線として誘客を図っていければというふうに考えておるところでございます。

キャンプやハイキングやトレッキングに関しましても、現在はコロナ禍の中で、逆にキャンプは非常に熱を帯びている状況でございます。焼地台公園のキャンプ場なども非常に利用率が高まっているというふうに考えております。

ビジターセンター、ネイチャーセンター的なものだというふうに考えておりますが、現在のところまだ検討したことがございませんので、こういったものに関しまして、どのような形で取組ができるものか、継続して検討が必要だろうというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 これは、ある意味山岳観光というか、そういうアウトドアというのはちょっと専門というか、あれですので、観光商工課の仕事ではないですね。観光の仕事でもない、自分たちの仕事を減らして、どんどんそういう人材を育成して、そこにやっぱり新しいいろいろなを広げていく。現在見ても、昨日もありましたけれ

ども、コーヒーショップが増えてきているというのですけれども、そういう感覚でいかないと、がんじがらめのところでこれやらなければならぬというような仕事であれば、もう全然魅力がないです。きちっと人材を育てて、そしてそこにお金を投入しながらいくことが、やっぱり今後の観光産業の在り方の一つではないかと思えます。

次に移ります。外国人観光客の受入れについてはどうですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 外国人観光客の受入れの前に、今ちょっと山岳観光で最後ございましたので、それにつきましても併せてお話をさせていただきます。

観光商工課、役場といいましょうか、観光協会でも現在まで体験型ツアー、体験型のものをどのような形でつくっていくかといったことで、様々な視察を行いながら、冬期間スノーモービルを使って行ってみるとか、湖を使って行ってみるとかという取組を継続して続けてきたところでございます。

一番の課題は、それを実施する実施者といったものが行政であるとか、協会内で立ち上げるというものよりは、やはり民間の方々によっていただきたいという思いの中で進めてきたところでございます。現在は、サップであるとか、カヌーであるとか、そういった自分たちで実施したいという方も増えてきておりますし、今年度の事業で進めている新ビジネスチャレンジ事業の中では、来年はカヤックをやってみたいという方も増えてきております。そういったことから、カフェなども含めながら、一つ一つ若い方が新しいものを模索し、それを立ち上げていくものに対してしっかり支援をさせていただきながら、そういった様々な体験型を活用しながら、ツアー実施ができるような形を取ればといったところに期待をしているというところでございます。

それから、外国人観光客の受入れにつきましてでございます。外国人観光客の受入れにつきましては、いわて花巻空港の国際化といったものが過去ございまして、国際観光の振興の柱の一つとして観光振興計画を策定し、取り組んでまいったところでございます。平成26年度につきましては、外国人の宿泊者といったものは四十数名でございました。これが平成28年度、29年度には、町内に泊まっている外国人の方々というものは、500名を越すような状況になっております。ただ、外国人観光客、宿泊者を牽引してきたホテルの事業撤退がございましたので、令和元年度には300名ほどまで減少してきております。

外国人観光客に限らず、本町における観光客の受入れ態勢の強化がやはり必要であろうというふうに考えておまして、これにつきましてはおもてなし環境整備事業を継続してきたところでございます。事業の中身といたしましては、トイレの洋式化やウオシュレット化、Wi-Fi化や多言語表記なども含め、現在は新型コロナ予防対策も含めながら、予防効果のあるキャッシュレス化に取り組んでおるところでございます。キャッシュレス環境の構築は、今後さらに必要であるというふうに考えておまして、商工団体との連携の中で取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

観光協会におきましても、インバウンド研究会といったものを立ち上げまして、外国人観光客受入れ時の経費補助など、対応を行っているところでございます。引き続き新型コロナの状況もございますが、必要な対策を進めてまいりたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 まず、外国人の受入れなのですけれども、何かあったときにどこがやるというのは、以前も聞いたと思うのですけれども、外国人観光客に関しては、観光商工課のほうで受けるということでもよろしいですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 外国人に限らず、観光客として本町にいらっしゃる方々につきましては、当然観光商工課で進めてまいる施策の一つであろうというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 言葉がかなり問題になると思うのですけれども、ある程度サービスの的にいくと、今はスマホでもできる部分もあると思うのですけれども、やはりそれは必要になっていくのではないのでしょうか。話ができたり、やっぱり何かあったときに、そういう拠点になるところはきちっとあったほうがいいと思うのですけれども、その点はいかがですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 外国人受入れに関しまして、観光案内所では既に翻訳機なども準備しておりますが、ただ拠点としてはやはり少ないわけでございます。ただ現在議員おっしゃるとおり、スマートフォンによるアプリなどもございまして、翻訳もできるような状況が構築されつつありますから、そういったものを利用していただけるような形で情報発信をしていければいいというふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 いずれ外国人観光客については、今ちょっとコロナ禍の中で大変だということでありませけれども、やはり進めながら、これはかなりこういう自然を求めてくる人たちというのは多いと思います。議員の研修等、普通の旅行でも、3分の2ぐらいの外国人だというようなところもありますので、絶対こっちにはいいものがあるのですから来ると思いますので、その辺はきちっとやっぱり準備万端にしていってほしいと思います。

今回の質問では、観光産業は当町にとっては重要な位置であります。最初に申し上げた観光資源や地域資源を活用しながら、産業間の連携をより密にしていくことが求められています。

ただここで、誰がやるのか、何をやるのかということをやっぱり明確にしていくことが一番のポイントではないかなと思います。

次に移ります。集落支援についてお伺いいたします。令和4年4月1日からですけれども、集落支援の活動が開始されることとなっているが、時間的に残り少ない状況にあります。現状での内容確認及び進捗状況を伺うものです。

初めに、集落センターの設置についてということで、旧小学校区の範囲の設置についてというのはどこら辺まで進んでいるのか、その辺お伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

集落支援センターのご質問についてですけれども、自治組織と町とのこれからの在り方の検討の中で、まず現在の公民館の一部を活用する方法で、旧小学校区の範囲を基本に集落センターを設置するというございまして、まず旧小学校区単位に設備というか、部屋を使用するということなので、まず今回後でまたご審議いただきますけれども、9月補正のほうで必要な設備等を整えるようなことで進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これに関しては、各公民館も名前が上がっているわけですが、これは全然進んでいないことですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 町内6つの旧小学校区の範囲に区分いたしまして、基本これまで地区公民館でありましたけれども、まず旧貝沢、旧川舟小学校区につきましては川舟地区公民館、旧猿橋小学校区は泉沢公民館、旧沢内第一小学校区につきましては新町地区公民館、旧湯本小学校区は湯本地区公民館、旧川尻小学校区は上野々公民館、旧越中畑小学校区は新田郷地区公民館ということで、まずその部屋を1部屋使うよう

な形で整備を進めるということで、今進めているものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 時間もありませんけれども、この辺は予定としてはいつ頃決定して進めていくことになるのですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 先ほども少し説明いたしましたけれども、まず9月補正で必要な設備等が、予算が調いましたならば、それを各施設に導入するような形で進めていきたいというふうに考えているものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 予定どおりこの辺りで決まっていくのかなと思いますけれども、その辺は問題ないですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、今説明いたしましたとおり、その公民館のほうを旧小学校区単位といった範囲の中の施設といたしまして、進めていくということをございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 関連していますので、昨日のやり取りの中で、6つの集落支援センターに集約することはない。それも先のことですから、分からないと思うのですが、ますます人口が減って行って、最終的にはそうなるしかないのかなとまで感じているわけです。現状の区の役員とかもなかなか決められないので、やっぱりその6つに分けた中で、その中で交通安全だったり衛生組合等人材をやっていかないと、なかなか成り手がなくなると、やる人が何ぼも持っているというのは、はなから、最初のこういう方向で進めるということにはならないと思うのですが、今後において、今はそういうことは話されないと思いますけれども、そういうこと

が必要ではないかなということと、あとは6つの集落支援センターが今後どういう位置づけでいくのかという辺りがちょっとまだ分からないのですけれども、その辺説明願えますか。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

まず、今回といいますか、今回の自治組織の在り方の検討につきましては、まず29の行政区を基本といたしまして、各行政区の1自治組織を町との関連性、拠点を結ぶというような形で進めているものです。

まず、現状におきましては、各行政区というか、自治組織では活動が活発であり、特色のあるような、そういう取組が行われているということがございます。

ただし、そういうふうな人口減少地域にあっては、やっぱりそういうふうな連携の仕組みというものも確かに必要だということなどは、この先考えていかなければならないというふうに思っておりますし、これまでも旧小学校区を単位といたしまして、事業、ふるさと交流事業ですとか、情報紙の作成に取り組んできたわけですけれども、やっぱりそういう枠組みの中であっては、各自治組織というか、行政区の代表の方からも各地域の状況を知りたいというようなこともありますし、相談できる環境があればいいということがありますので、まずそういうふうな区域を設けながら、その中で集落支援員を配置して、そういうふうな状況というか、情報を共有したり、相談体制を取ったりというようなことで考えていければというふうに思うところです。

以上です。

議長　刈田敏君。

1番　やっぱりその情報を送るというのは大変いいことだと思うし、評価も高いです。

ただ、やっぱりもうちょっと集落支援センターの今後に求めるものというのがもっと大きいものだと思うのです。何かどうも丸投げして、

あとは自分たちで決めなさいとかというようにしか受け取れないので、そうであれば役員であったり、自分たちでいきなりそういうのはやっぱり進まないのかなと思います。もう少し町のほうで、大きいくくりの中で、そういう様々な委員会とかの人数、在り方とか、そういう点をやっぱり指導というか、やりながらいかないと、そのままやり方が一緒で、あとは自分たちでやってくださいというようなやり方だと、ちょっと全てが同じレベルで上がっていかないのではないかなと思います。

それを含めてですけれども、昨日設置条例をつくらないというふうにちょっと聞いたのですけれども、そうですか。そして、その理由は何ですか。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

まず、集落支援センターにつきましては、施設そのものを位置づけてセンター化するというようなものではなく、今ある施設の中の一部の部屋をお借りして、相談機能というか、そういう機能を持つというような部分からして、条例化までは考えていないものです。

また、先ほど地域にみんな丸投げしてしまうような話があったのですけれども、まず集落支援センターの機能といたしましては、町のほうで受け持つ部分でありますし、職員も配置するような形で取り組んでまいりますので、その中でやっぱり地域からの声というものを聞きながら、しっかりと対応していくというふうに考えているものです。

以上です。

議長　刈田敏君。

1番　これ条例なくて大丈夫なのかすごく不安ですけれども、大丈夫ですか。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　先ほどもお話しいたしましたとおりですけれども、施設の一部に集落支援センター機能を持つということで、まず進めてま



いりたいというふうを考えております。その部分でしっかりと対応するというところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、中身的に、集落支援員についてお伺いいたします。

以前からいろいろ聞いてきたわけですが、町が求める業務というか、仕事の内容についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 町が求める業務の内容につきましてということでお答えしたいと思います。

考えておりますのは、まず町行政に関する地域の声の収集活動ですとか、町行政に関する相談の聞き取り活動、また地域住民への町行政情報の発信、広報活動、地域資源の管理、保存に関する支援活動、住民のデジタル化への支援活動、地域巡回、現状把握、課題発起などの地域点検の実施、集落の在り方に関する話合いの促進、地域づくり組織や地域住民、地区集会所等に関連する団体や個人の連携に関する活動、またその他町長が必要と認める活動ということで考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 以前も、この中であって全てやるわけではないということで、できるところからやるということですが、総務省の資料によれば、このほかに、この中に入っていると言えはあれですが、高齢者等の見守りであったり、配食サービスであったり、有害鳥獣対策であったり、いろいろほかにあるのですけれども、今言った9つのこれは西和賀町独自でこの点についてやるということで、そのほかのことは網羅されているというか、そういうことでよろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 西和賀町の求める業務内容に

つきましては、自治活動の支援ということで挙げた項目でございます。総務省の示している資料のとおり有害鳥獣駆除とか、そういうような部分までについてはなかなか難しいというふうには考えておまして、いずれ地域の中に入って寄り添って意見を聞く、相談に乗るというような部分、あとそういう地域活動における活動の支援というようなことをまず重点的に進めたいというところで考えているものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 そしてあと、専任と兼任という集落支援員もあるのですけれども、その点に関しては西和賀町はどのようにお考えになっているのですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

兼任につきましては、ある種役員、例えば地区の役員を持ちながら、一緒に集落支援員の役割も担うというものになると思いますが、西和賀町といたしましては、専任の職員の配置ということで、まず時間を十分にその業務に割いて対応したいというふうには考えているものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 次に、支援員募集に当たっての要件についてお伺いいたしますけれども、先日頂いた資料の中の説明をお願いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先日配付いたしました資料というのは、令和4年度の西和賀町集落支援員の募集についてということだと思います。その中で、活動内容等につきましては先ほど説明したとおりでございますけれども、まず集落支援員募集に当たっての要件ということでお答えいたしますと、支援員の募集は8月から始めておまして、町のホームページや全戸配布、ハローワークにより案内し、10月1日まで受付を行っております。

募集の要件につきましては、普通自動車運転免許を取得し、パソコンの一般的な操作ができ、携帯電話やスマートフォンなどの操作に詳しい方とし、その他の年齢制限などは特に設けておりません。町内在住者に限らず、移住を希望される方も対象と考えております。

また、雇用形態はパートタイムの会計年度任用職員ということで、報酬や勤務条件は募集案内をしているとおりでございますが、まず移住者を含め、幅広い人材を募集しているところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 この中のパソコン、ワード、エクセルなどの一般的な操作ができる人ということ、それから携帯電話やスマートフォンの操作に詳しい方ということですが、これは年齢的に厳しい部分もあると思うのですけれども、どのような場面で、どういう使い方するのかお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

パソコンのワード、エクセル、携帯電話やスマートフォンなどの操作にということですが、パソコンなどにつきましては、今いろんな書類作成を地域で行う場合には、ワードとかエクセルというのはやっぱり必要な条件となっていると思われま。そういう部分で地域においてもいろいろ、例えばですけれども、活動のチラシなどを作るとか、そういうふうな補助金交付の資料作成などで役員の方が困っているとか、そういう部分において、そういう指導ができる方が望ましいというふうに考えております。

また、携帯、スマートフォンに詳しいというのは、やっぱりスマートフォンを持ちたいというような要望もかなりあると私は思っておりますし、あとスマートフォンがあることでいろいろ情報を高齢者の方も取得することが可能になるということもありますので、そういう部分で、

スマートフォンですとか携帯も、そういうふうな有効活用という部分が広められると、町でこれから進めようとしているデジタル化というような部分でも大きな成果になると思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 採用要件で、健康で本町のこれからの在り方に強い関心がある人で、集落支援活動に必要な意欲と能力を持っている人がいて、パソコン、スマートフォン、ちょっとこれはなという人が、その辺まで厳しくやっていくことですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたしますけれども、やはりこういうデジタル化の部分というのが私は結構求める方が多いと思うし、実際持っていないも、まだまだ活用方法という部分が有効に使えていない方もかなりいるものと思われま。そういう部分をより広く知ること、いろんな自身の、例えば町民としての思いとか、役割という部分についても広がっていくのではないかとこのように思っております。

中には、やっぱり自身が町の情報などを発信したいというような要望もありますが、そのやり方が分からないといった意見もございまして、まずそういうことのやりたいに伝えていくという部分についても、そういう役割を支援員が持っていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 デジタル化ということで、さらに進んでいくのだと思うのですけれども、それに取り残される高齢者の方々は、やっぱりこれ何よという感じではないですか。やっぱりそこも踏まえた中で、この集落支援員の仕事というのが必要になってくるのではないですか。集落支援員と行政との連絡といいますか、そういうのはどういうふうに考えていますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、確かにそういう部分が広められればいいわけですけれども、中にはどうしてもそういう部分には入っていけないという方はいると思います。そういう部分をしっかりとフォローするというか、情報提供する、そういうふうな意見を聞くという部分の役割も集落支援員は兼ね備えるものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 行政との連絡というか、例えばインターネットでつながったりするというか、そういうことはあることですか。昨日も、役場に行かなくてもできるというのは、そういう仕事も多分幾らかは担っていくと思うのですけれども、要するにそういう情報の交換というか、それはどういうふうにご考えているわけですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、集落支援センター機能の中ではインターネット接続というか、そういう部分は準備したいというふうにご考えているので、そこの中でのオンラインというようなものは、まずつくれるというふうにご考えておりますし、その中での情報のやり取りはできるというふうにご考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 現状町とのつながりもできるということですか、今の状況の中で。インターネットで受け答えができる状況にあるのかということですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 現状は、そのような形にはまだなっておりませんが、町の庁舎の中で、例えばその集落支援センターと接続をするという機能は持てることになると思います。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 確認しておきますけれども、今はないと

いうことですがけれども、計画的に進めていくということですよ。議会のタブレットも大分遅れているのですけれども、デジタル化ということが一番必要なところがどうも抜けているように感じるのですけれども、そこはまた別の話ですけれども、いつ頃をやっぱり目標としては、4月から始まっていくわけですがけれども、その辺お伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、集落支援センターと例えば庁舎との接続につきましては、9月補正が認められた場合にはその手続には入るので、そこでつながりは持てるという、そういうことで進めたいと思っています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これで終わりますけれども、やっぱり今西和賀町も大きな変革の時代となっていると思います。このことは、絶対に避けて通れないと思っているのですけれども、やり方に関しては、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、あまりにも丸投げっぽくなっていて、言葉悪いと言えそうですが、当局は責任を果たしていると言っていますけれども、もう少し進め方に対して工夫が必要ではないかと私は感じています。当局、住民、どちらが悪いというわけではないのですけれども、歩み寄りが必要なもので、その辺はやっぱり行政のほうでちょっと手だてしていかなければ大変ではないのかなと思います。

合併前に描いた新しい時代の結によるまちづくり、これを進めるには、人材育成が重要になると私は感じています。一人一人の努力、そして協力により、町全体が持続可能できることを目指して進んでいくことをお互い確認して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩をいたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 今回の一般質問最後となりました、高橋宏です。よろしくお願いいたします。

今回も9月決算議会は議場にリンドウを飾っていただき、リンドウ議会3年目になると思いますけれども、準備していただいたJA花巻さんはじめ、関係者のご協力に感謝するとともに、町議会としても町内の花卉農家、リンドウ農家を支援しているというアピールができればと思います。何とかこれからも、この9月はリンドウ議会なのだというようなことが定着していっていただければいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

私今回は、2つの質問を通告しております。

1つ目は、3期12年の町政を総括し、成果と課題をどう捉えているか、また今後の西和賀町の展望について町長にお伺いするという事で通告しております。昨日同僚議員も同じ質問をしておりますので、私のほうからは、町民、職員との対話、意見集約をどのようにされ、行政に反映されてきたか、つまりトップダウンではなくボトムアップをどのように意識され、行われてきたかを中心に質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町長は、町民の意見を聞く場面をどのように設置してこられましたか。年に何回程度、年に何名程度から意見集約してきたかについてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんの質問に答弁を申し上げていきたいというふうに思います。

これまで町民の意見を聞く場として、町政懇談会、あるいはまちづくり懇談会を開催し、行

政課題についての意見交換及び地域課題の把握に努めてまいりました。平成29年度までは、町が抱える課題等への対応のため、必要に応じ懇談会を開催しておりましたが、平成30年度以降は、年1回は必ず開催し、住民の皆様の意見をお伺いしてまいりました。また、多くの住民の皆様に参加していただけるように、土日の開催や夜間、日中の開催、またいずれの会場でも参加できるように対応するなど、いろいろ工夫しながら実施してきたところであります。

次に、具体的な開催状況ですが、平成30年度は町政懇談会1回とまちづくり懇談会を1回開催しており、それぞれ59人と28人の方に参加していただいております。令和元年度は、町政懇談会2回とまちづくり懇談会を2回開催しており、それぞれ221人と51人の方に参加していただいております。令和2年度は、町政懇談会2回とまちづくり懇談会を1回開催しており、それぞれ300人と13人の方に参加していただいております。令和2年度2回目は、20会場で開催し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式への対応や、まちづくり施策の見直しについて意見を伺っております。令和3年度の町政懇談会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向が続いていることから開催できておりませんが、今後の感染状況を注視しながら、開催を検討してまいります。

議長 高橋宏君。

8番 町政懇談会とまちづくりのほうで、人数に、令和元年とか令和2年、200人と51人、片や300人、13人と人数に非常に差があるような気がするのですけれども、これは開催回数とか開催の場所等でこのように人数に差が出てきたのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうから、開催会場と人数の関係についてお話をさせていただきます。

まず、令和元年度ですが、町政懇談会2回開催してまいりまして、6会場で開催をしてございま

す。221人の参加と。また、まちづくり懇談会につきましては、各行政区等から、行政区を含む団体等から要請があった場合開催してございますが、2回開催してございまして、51人の参加という形になってございます。

令和2年度でございますけれども、町政懇談会2回なのですが、1回目は6会場、先ほどご説明ありましたが、2回目は20会場で開催してございまして、トータル300人の参加という形でございます。まちづくり懇談会については1回開催です。2回予定あったのですが、1回はちょっとコロナの関係で中止で、1回だけの開催ということで13人の参加という形になってございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 要請とか会場数での差ということでした。

それでは、このような会場等での意見、提言、要望などで、実際に政策に反映された事例はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 町民からの意見、提言、要望などを受け、町の政策に反映した事例とのご質問でございますが、町の総合計画や地方創生総合戦略のほか、農業、観光、福祉、教育など、各分野において計画を策定する場合は、策定委員会の開催や広く住民から意見を聞くパブリックコメントなどにより意見を伺い、計画策定などの反映に努めているところであります。

住民懇談会での意見に対応する対応例を挙げますと、平成30年度には患者輸送車に代えて、利用目的を限定しないおでかけバスの運行を始めておりますが、こちらも町民の方々から町に対し寄せられた声にお応えしたものであります。このときは、最終的には平成29年7月に1,600名の町民の方々を対象とした、交通機関の利用実態に関するアンケート調査を実施した上で、運行の詳細を決定しております。

令和元年度には、子育て世代の女性から、子

供を連れて外出した際、おむつの交換台があるという要望をいただき、湯田庁舎、沢内庁舎、まちなか交流館、砂ゆっこ、銀河ホール、湯田トレセン、沢内トレセンにおむつ交換台を設置しております。また、一般国道107号の通行止めに伴い影響を受けている天ヶ瀬地区住民からの要望により、北上方面への通勤者に対し燃料費の助成をするなど、行政区や団体からの個別の要望に対しては、予算措置を通して町の施策に適時適切に反映しているところであります。

議長 高橋宏君。

8番 この12年間の間で、庁舎のあり方検討委員会の設置を求める署名が1,300名以上提出されました。町長の12年の中でも、町民の意思がかなり鮮明に示された事例と思いますけれども、いまだに検討委員会が設置されていない事実の説明責任は、町民に対し十分に果たされたと思っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 住民の皆さんは、それぞれの感覚、立ち位置から、いろいろな意見はあるかというふうには思います。

ただ、いろんな意見を集約するときは、そのときの事情そのものを非常にシビアにしっかりと説明して、問題点の把握をきちっと論点を整理して聞いていくと、そういう手法も取られなければ正しく意見は伝わらないというふうに思っております。そういう意味を含めて、いろんな意見交換するときは、お互いにそのような事前の情報、条件を整理しながら、やっていかねばならないというふうに思っているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 町民の聞く側にも、いろいろ条件等があるとは思いますが、今まさに沢内庁舎、湯田庁舎が改修工事に入っております。このときになって初めてそういう事実がというような声も私には届いているのですけれども、この庁

舎の在り方について、町長に直接、もう一度丁寧な説明なり、町民を交えた話し合いをしてほしいというような意見は届いてはおりませんか。

議長 細井町長。

町長 庁舎の在り方につきましては、これまでも再三話ししておりますが、在り方そのものは全く変えないという条件で来ております。改修はしております。それについて、必要であればいろいろな説明の場に対応することは応じたいと、応じるべきというふうに考えております。

議長 高橋宏君。

8番 今聞いたのは、具体的に町長のほうに、今改修工事が始まった、知らなかったとか、もう一回設けてほしいというような、直接町長のほうにそういう意見は来ておりませんかということなのですが。

議長 細井町長。

町長 私のほうに直接ということはございません。

議長 高橋宏君。

8番 同じくなのですけれども、役場職員の方からの意見はどのように集約されてきたのでしょうか、お伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 職員からの意見集約についてであります。政策課題等がある場合は、各課との個別協議を重ねるなどによりまして対応しているところであります。行政課題が各課にまたがっている事業については、プロジェクトチームを立ち上げ、各課横断的な組織によって対応しております。

議長 高橋宏君。

8番 そのような中で、職員からの意見、提言、要望などで、実際に政策に反映された事例はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 職員からの意見等が政策に反映されたかについてであります。政策の決定については、各課検討し、立案したものを庁内の検討委員会

や委員会から意見を伺い、政策決定をしております。個々の職員からの意見を直接扱ってどうのということではありません。あくまでも組織で議論をして、その後検討して、最終的な政策決定としていくということでございます。敷地内禁煙の取組について、速やかに実施できたのは、その一つの例であります。

議長 高橋宏君。

8番 私議員になりまして、2018年に高知県に議員研修に行つてまいりました。その際、前年まで西和賀町で地域おこし協力隊として、西和賀高校の魅力化事業に携わった方が高知県でも同じような事業をしているということで再会いたしました。西和賀町との違いを聞きましたら、事業の内容というよりも、役場職員の元気さを感じると言っておりました。確かに前日、四万十町役場で職員の話聞いた際にも、職員のほうからは、好きにアイデアを出している、町長もバックアップしてくれると言っておられました。

今西和賀町の職員で、好きにやらせてもらっていますと答えられる職員はいるのでしょうか。また、町長はバックアップするという姿勢を見せておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 職員の皆さんが積極的にアイデアを提案し、この町の方向性について頑張っていこうとする姿勢は大いに評価したいし、意見を集約したいというふうに思います。そのことは、やはり仲間うち、それぞれの所属する課でもって意見を共有して、反映させていくべきというふうに思っております。

個々のアイデアが仮にそこでしぼんでしまつて元気がないということがあるということであれば、ちょっと工夫を凝らして、そのアイデアの生かし方のやり取りについては、検討の余地もあるというふうに感じます。

議長 高橋宏君。

8番 最初の質問で、組織で決定しているとい

うことでしたけれども、先ほど言いましたように、私の感じとして、職員が自分のアイデアでこの事業やっているのだと、それを上司も認めてくれてバックアップしてくれるのだと、そう答える職員はいると、今西和賀町の中の職員で自信を持って、例えば我々が高知県に研修に行った際、研修先の方々にも、自分はこういうことを自分のアイデアでやって、そして上司にもバックアップしていただいて実行していると答えられるような職員が、今西和賀町の職員いると思えますかということなのですからけれども。

議長 細井町長。

町長 個別の案件で、このことでこの人がよかったというようなことはちょっと整理できておりませんので、即答できません。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、合併自治体として、旧町村の融和は図られたと認識しているのか、また融和を図るためにどのような努力をなされてきたか、お伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 議員さんただいまお尋ねのように、旧町村の融和は図れてきたかということで、これは私が最もこだわり、最も思いを持ってきた部分であります。一般論でありますと、自治体合併に関しましては、いずれのところにおいても、旧自治体間の歴史の違いなどがありまして、1つの自治体としてなじんでいくまでには半世紀もかかると言われているようであります。西和賀町は、合併して16年になりますが、まだ一体感に至っていないという部分を感じています。もう少し時間も必要と感じていますが、相手のよい点を評価し、お互いを理解し、活用しようという心がけが必要と認識しております。若い世代は、大変前向きであるというふうに感じています。我々の世代が若い世代に学び、生かす、理解する工夫が大事と感じております。

旧町村の一体感を意識して私が手がけてきたことは、旧町村が抱えてきた、最も大きなそれ

ぞれの課題解決に私自身が真摯に取り組むことでありました。旧湯田町の大きな課題としては、第三セクターである湯田牛乳公社の経営再建でありました。生産、加工、販売を手がける町の総合力を結集した6次産業の御旗であります。経営不振で金融機関からの信用も失い、工場の設備投資資金にも不足を来す厳しい状況にありましたが、経営改革に手がけ、幸い現在は再生の道を登り始めております。

旧沢内村の大きな課題は、沢内病院の問題でありました。私が町長に就任する前ですが、平成21年1月14日の県内の新聞の1面トップ記事で、公立病院改革指針は市町村に診療所化を迫り、見出しは「国保沢内診療所かも」、となっていました。旧沢内村で最も光を放ち、国内はおろか海外にも広く知れ渡り、高く評価された歴史的財産の危機への直面ではなかったでしょうか。このことは、病院経営問題に全く無知であった私には、町長就任後の最も大きなおもしろみでもありましたが、幸い毎週盛岡から沢内病院に応援診療に来ていた先生との出会いがあり、結果現在に至っています。

この間の取組には、申し上げるまでもなく難題が山積し、病院改革と建設は、そしてスタッフ招聘についても、責任者として携わってきてみて、奇跡に近い出来事であったと、自分の人生を振り返って正直そう思っています。応援いただきました各位に感謝を申し上げたいと思います。そして、そのときご指導いただきました先生のおかげさまでありますが、亡くなられてから8年になります。毎年お墓参りならぬ、お墓の掃除に行き、一度も欠かしたことはございませんが、今でも墓前に感謝の言葉と病院の現状についての報告を欠かしておりません。

いま一つは、旧湯田、沢内合わせた西和賀としての大きな課題は、県立西和賀高校の存続と認識してきました。西和賀高校の存続なくして西和賀町の存続なしという考えで取り組んできました。残念ながら、1学年1クラス40名定員

となっていました。岩手県の教育委員会の高校再編計画前期計画では、1学年1クラス定員、これについては統廃合の対象という考えでしたが、残念ながら西和賀高校はそこに1学年1クラス定員となってしまうことになってしまいました。

しかしながら、岩手県内で3校だけの特例校として、1学年1クラス定員でも、地域の事情を考え存続を認めるという学校が3校だけ認められまして、西和賀高校がその一つに該当したということは、大きな取組成果であったなというふうに思っています、これまでずっと歴史的に頑張ってきた皆様方の活動が本当に認められたなというふうに思ったところでございます。

ただ、1クラス40名でも存続する特例校ではありますが、条件がございまして、最低でも20名以上という条件がついています。現在の西和賀町内のお子さんだけでは足りません。したがって、隣接する北上市から望んで入ってくる生徒が必要であります。そのために、高校は魅力化が必要であり、その魅力化を実現する一つとして、公営塾の設置とか手がけましたし、それで結果を出せば、北上線を利用して北上から西和賀に来ていただける。北上線も大変ですが、JR東日本ではほとんど最下位の利用人数、状況になっておりますので、その効果まで含めて、西和賀高校は教育の分野にとどまらない、西和賀町の総合産業を担っている施設の一つではないかと私は思いながら、この取組をしてきたところでございます。

そのようなこの地域に、大変な問題と思うところに真摯に取り組むということによって、西和賀全体の融和が図れる、図ってほしいという願いで、この12年間取り組んできたつもりでございます。

議長 高橋宏君。

8番 今いろいろ成果をお話ししていただきま

した。特に病院建設に関しては、合併当初からの両町村の大きな争点でしたので、それを達成されたということは非常に大きな成果というふうに私も認識しております。

牛乳公社の再建についても、昨日も話しておられました。確かに牛乳公社、ヨーグルトの売上げが多くて、牛乳公社自体の業績は伸びているとは思いますが、一方で西和賀町内の酪農家の数は減っております。6次産業と言われた場合の肝腎の一次産業への育成というのがこれからの課題ではないかなというふうに思いますし、通告にはないのですけれども、町長の答弁からということで意見を述べさせていただきますけれども、西和賀高校の存続についても、私も携わった時期があるのですけれども、西和賀高校がこの町に必要でないと思っている方は誰一人いないと思いますけれども、それと西和賀高校に入れる、西和賀高校があることが、先ほど町長も言われたのですけれども、北上線の存続という部分が非常に大きなウエートを占めているのかなと思うと、西和賀町は東西50キロに広くて、町民全てのニュアンスからちょっとずれてくる部分があるという感じをしております。

町の一番北に位置します貝沢地区からは、雫石、盛岡のほうがむしろ近くて、実際に盛岡のほうの学校に西和賀から通学できる生徒もおります。それに対して、個人の自由ですし、その方が西和賀高校の存続は要らないと言っているというわけではないので、その辺のニュアンスというのも、先ほど言いましたように、東西50キロと非常に広範囲の町ですので、北から南まで、全ての方のニーズに応えるというのは難しいと思うのですけれども、それが全てではないというふうな考えも一方であるということをお話させていただきたいなと思います。

先ほど最初に申し上げましたように、私は町長の実績、成果を聞く上で、トップダウンとボトムアップについてということを中心に聞いて



まいりました。トップダウンが全て悪いことと思いませんけれども、私自身常に感じることは、今日の前にいらっしゃる職員の方々は、西和賀でもトップクラスの頭脳をお持ちの方々だと思っております。しかし、皆さんは本当に自分の意思で仕事をされているのでしょうか。時にはトップダウンで行政をスピーディーに進めることも確かに大事です。しかし、それが行き過ぎますと思考停止してしまい、言われたことだけを非常に危惧しております。職員一人一人が自分の考えを持って、西和賀町に今何が必要かを考え、行動してくれれば、西和賀町はもっといい方向に変わるのではないかと非常に感じるのでありますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長 細井町長。

町長 いろいろなものの進め方には、トップダウンなりボトムアップなりあると思います。それは、どちらが絶対にいいかということではなくて、お互いケース・バイ・ケースで使い分けして、両方をうまく使っていくというのが人を生かし、または統率した一つの団体と進めていく、方向性をつくっていくというような形がつくれると思いますので、両方をうまく使っていかなければならないのだろうというふうに思います。

私も特別トップダウンにこだわってきたということではなくて、やっぱりいろいろな組織として、その意見を集約して政策反映すべきだという考え方がございますので、職員、皆さん、あるいは住民の皆さんがいろいろ考えたことについては、それなりの組織を通しながら生かされ、政策として出来上がっていくものだというふうに思います。特に私は願いたいのは、いろいろな町の現状を把握しながら、特にも行政職員の皆様には町民の役に立つ場所となるために、自分の考えをつくり、そして組織を説得し切れるぐらいの思い、情熱、理論武装をしながら、

自分の意見を通していくという信念を持ってほしいなという思いもございます。そういう思いを持ちながら、これからまた職員の皆さんの生かし方も、反省を加えながら、検討していきたいなというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 私の質問の最後の項目、将来展望についてですが、昨日から同僚議員も聞かれておりますし、今の答弁の中でもいろいろ町長の思いはお聞きしたので、これは省略させていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、なかなか物の見方で、まだ成果が出ないというような部分もあるとは思いますが、私も今日の意見は私個人というよりも、多くの町民と話をしているときに言われたことであります。その点も考慮していただき、いろんな見方、いろんな考え方があるということを知っていただき、これからも進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせてもらいます。2つ目の質問は、弁天島を中心とする周辺整備についてということで質問いたします。弁天島周辺は、平成23年の6月豪雨により、弁天島付近が約20ヘクタール以上浸水いたしました。その当時、県による治水対策工事も計画されました。皆さんのところに資料をお配りしているのですが、最初に県から示された工事内容というのは、ページをめくって最初の当初の計画完成予想図というこの図であります。これは、和賀川の右岸に分水路をつけるということで、右岸の耕作地に新たな水路を設けて洪水を分流し、本和賀川の水位を低下させるという計画で、約14億円の計画でありました。

この図を見て分かりますとおり、右側が今の弁天島で、左側に分水路を造るというものです。これを建設しますと、今弁天島付近にある農村公園自体がなくなって、トイレ自体もなくなるという計画でした。農村公園のトイレはくみ取り式で、夏は特に利用者が多く、すぐに満杯にな

ってしまうというようなことがあって、水洗トイレにしてほしい等の地元要望もありました。しかし、県と地元の話し合いの中で、このような分水路計画が立っている以上、これからなくなってしまう公園にお金をかけていただくというのは無理であろうというふうに思っております。

しかし、令和元年にまた県との話し合いが行われ、当初の計画よりも事業費を圧縮して、治水効果は最初の計画よりは減少するのだけれども、減水対策を取ってもらうことで十分だということが、地元との意見合意が図られました。具体的には、川の中にある中州にある木の伐採とか、桜の木があるほうの堤防を少しかさ上げ、また支障木などを伐採するというので、事業費もかなり圧縮されるということで、県のほうとも合意が図られました。その計画変更をされる地元との話し合いの中で、親水空間を設けてほしいと、川に親しむ空間を設けてほしいということで、県のほうからも、そういうものを設けようという回答もいただいております。

2枚目の図、これはイメージ図なのですが、右側がいわゆる親水空間と言われる、今桜の木があるほうから川にすぐ降りられるような空間をつくっていただいて、奥に見えるのが弁天島、あとは2つの橋です。左側も弁天島ということで、このような親水空間をつくってほしいという要望が県との中で話し合われたと思います。

一番最後の図、弁天島右岸の園地のイメージというのは、下のほうに農村公園があります。右側の道路は猿橋から下りてきた道路で、実際には和賀川の上に橋が架かっているところ、今は立木があつたりとか、一部畑があつたりするところなのですが、ここに園地を造ると、こういう計画がされております。現在は、希少植物の調査等で、その調査結果待ちなのですが、このような親水空間を設けていただくと、今でも観光客とか町内、町外の方で訪れる

人たちは多いのですけれども、ますますそのような方が増えるのであろうというふうに期待しております。

そのような中、今年の春から弁天島付近にありました農村公園のトイレが使用禁止となって、仮設トイレが設置されました。予算措置されたということなのですが、どうしてこのような経緯になったのか、詳しい経緯についてお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの質問に対しては、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから農村公園への仮設トイレ設置の経緯についてお答えいたします。

猿橋の農村公園は、平成7年から11年までの間に行われた猿橋地区の担い手育成基盤整備事業に付随して整備され、トイレについてもその一環として平成11年に建設されました。建設から20年以上経過し、老朽化が進んでおります。先ほど議員のほうから紹介がありまして、和賀川の河川改修というようなこともございましたので、トイレの整備については行ってきませんでした。昨年の令和3年度の予算編成の際に、合併処理浄化槽の設置の検討を関係課で行いましたが、費用対効果、あるいは農村公園のトイレ自体の老朽化の面から、令和3年度の改修については見送りをしたという経緯がございます。

農村公園のトイレは、毎年11月に閉鎖し、5月の連休から解放しておりますが、今年の連休には、毎年地域で行っております和賀川へのこのぼりの設置がテレビで取り上げられ、訪れる方が多かったこともあり、簡易水洗の便槽がいっぱいになり、悪臭が発生する状況となってしまいました。町にも苦情があつたことから、緊急にトイレの使用禁止とさせていただいたところでございます。現在のトイレは便槽が小さ

く、すぐに満杯になり、くみ取りについても直ちには対応できないことなどを考え合わせまして、地元の方々と協議し、6月議会で補正対応をさせていただきまして、7月から仮設トイレを設置したものでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今担当課が話し合われたという中で、費用対効果という話がありました。私自身弁天周辺に住んでいるのですけれども、弁天島は西和賀を紹介する際には必ず映し出される和賀川の風景だと思います。先月地域おこし協力隊の広瀬さんが企画された写真展、川尻で行われておったようですけれども、それにも弁天島の紅葉を中心とする写真がありました。西和賀を代表する弁天島を訪れる方々が利用するトイレが仮設トイレというのは、あまりに寂し過ぎると思うのですけれども、費用対効果というのは、どのような点でやっぱり採算が合わないというふうな結論に達したのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

弁天島、現在農村公園にあるトイレについては、あそこは公共下水道が通っておりません。そして、あそこに合併処理浄化槽を設置すると、農業振興課の修繕分と建設課の……失礼しました。上下水道課の持ち分、それらを考えますと、数百万円の費用がかかるということになります。しかも、今のトイレを新しくするという計画はまだございませんでしたので、そのまま直すということになれば、今の老朽化している部分をそのままにして、浄化槽の設置ということですので、それではとっても、議員さんおっしゃるようなトイレにもならないということで、令和3年度は見送ったということでございます。

議長 高橋宏君。

8番 いろいろ問題が多いということなのですが、町ではかわまち事業などということ

で、6億から7億かけて錦秋湖周辺の整備ということが計画されております。今数百万というような話でしたけれども、それに比べてもそれほどお金がかかる場所とは思えませんし、先ほど言いましたように、もともと手をかけずとも、町民、町外の方々が訪れるところであります。この弁天周辺の整備に関わる観光という面でいいますと、観光地でのトイレというのはやはり一つの表の顔、裏の顔になるような部分だと思うのですけれども、将来県が進めているこの工事が完成し、親水空間などができた場合、今のままのトイレのままで、そのまま過ごすような状態を続けようというお考えなのか、将来にわたっては検討の余地ありということなのか、町の考えをお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 先ほどから議員さんがご指摘しておりますように、弁天島周辺については、西和賀の非常にすばらしい景勝地の一つであるということはそのとおりであり、テレビ等でもよく放映されております。農村公園設置からのいろいろな経緯がございますので、ちょっとその辺十分に把握というのですか、整理しながら、今後の生かし方を検討して、整備について検討していきたいというふうに考えます。

議長 高橋宏君。

8番 弁天の景勝地としての価値は、町のほうでも理解していただいているようですので、トイレ、実際現在は地元の管理ですけれども、これから先整備していただいた場合の地元管理についても、もう一度町といろいろ話し合いを設けるべきだと思います。地元町民にとっても、また町外にとっても、いい場所であるようなふうに進めていければと思いますので、よろしくお願ひして、私の今日の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第2、報告第1号 令和2年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第1号 令和2年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

2枚目を御覧ください。今回報告する健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がいずれも黒字であり、比率は発生していません。

当該地方公共団体の一般会計等が負担する借入金、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言われている実質公債費比率は、早期健全化基準の25%より13.8ポイント低い11.2%で、地方債の返済に充てたと認められる繰出金の増加などにより、昨年度比0.4ポイント増加しております。

地方公共団体の一般会計の借入金、地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言われている将来負担比率は、早期健全化基準の350%より264.4ポイント低い85.6%で、基金残高の増加などにより、昨年度比6.1ポイント減少しております。

次に、もう一つの公営企業会計資金不足比率は、各特別会計において資金不足額を計上しておりませんので、比率は発生しておりません。

以上で終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば、質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は承認を求める事案ではなく、報告事項であります。

以上で報告第1号 令和2年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についての報告を終わります。

日程第3、議案第1号 西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例について提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から条例の内容についてご説明いたします。

これまでの過疎地域自立促進特別措置法に代わり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものです。

第1条、趣旨については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された産業振興促進

区域内において、町が市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるとしております。

第2条、課税免除については、第1条で規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対しては、西和賀町税条例第54条の規定にかかわらず、地方税法第6条の規定により固定資産税を免除することができるとし、その期間は固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3か年度と規定しております。

第3条は課税免除の申請について、第4条は課税免除の取消しについて、第5条は委任について、それぞれ規定しております。

次に、附則についてであります。この条例は附則の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 西和賀町民バス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町民バス運行条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和3年10月から、盛岡行きバス路線の山伏線を町民バスの路線として追加することに伴い、町民バス運行の運行範囲及び使用料について、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、第2条、運行の範囲について、これまで西和賀町内のみの運行としておりましたが、10月以降は盛岡市までの運行となることから、現行の運行範囲に盛岡市、滝沢市及び雫石町の一部を追加するものです。

第5条、使用料について、改正後の別表のとおり、利用者の区分を詳細化し、町外利用時の使用料を追加するとともに、障害者に介護者が同行する場合の規定を追加するものです。

次に、附則についてであります。この条例の施行日を令和3年10月1日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今回町外利用の料金設定ということの条例改正かというふうに思いますが、例えば小学生が500円、中学生以下、75歳以上が1,000円と、障害者の方、介護の方々500円ということの料金設定値であります。これは今までそういう料金設定であったということ参考を、この料金を設定されたのか、その基本的な考え方に

についてお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

料金の設定についてですけれども、ちょっと確認の意味で、再度お話をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正の1ページ目からになりますけれども、別表、第5条関係ということで掲載をさせてもらっております。料金のほうですが、町内利用する場合は一般の方が100円、以下乳幼児、小学生、裏のページに行きまして、中学生、高校生、75歳以上、障害者及びその介護者については無料ということで、町内はまず無料。

その隣の町外利用をする場合ということでのご質問かと思いますが、一般の場合は1,000円をいただくと。乳幼児につきましては無料と。小学生から75歳までは1,000円、これは現行と同じという形でございます。

(何事かの声)

企画課長 すみません、小学生は500円で、中学生から75歳までは1,000円ということ、これは現行どおりということで、特に変えてございません。障害者及び介護者についての500円というのを新たに規定させてもらってございます。これまで運行の中で、同じような形でお金をいただいておりますし、バス運行等、国からの通知等もこういった形での通知がございまして、合わせた形で今回条例に定めたということでございます。

議長 刈田敏君。

1番 今回盛岡市、滝沢市及び雫石町の一部までは延長するという基本的な考え方、それから現状はどのような状況かということと、それとこれに関しては補助等があるのか、その辺をお伺いします。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

山伏線につきましてのご質問かと思いますが。山伏線につきましては、昨年の9月末をもって

県交通が撤退をしました。それ以降、町が実証運行という形で、ハイエースタイプのちょっと小さい車で運行をさせてもらってきてございます。この9月で約1年実証運行させてもらってございます。

その中で、利用者の状況等を把握させてもらっております。利用状況を見ますと、買物利用という方もおるのですけれども、やっぱり病院への通院、県立病院であったり、そっちの方面の通院の利用もございました。1日利用者数が大体平均6人ぐらいの利用になってございます。これまで1年間、今月までで利用がなかった日というのは3日間だけで、それ以外は通常利用をしてございました。多い日には、往復なのですけれども、16人とか18人とか、12人乗りなわけなのですけれども、車両的にはちょっとぎりぎりという部分も見られましたので、そういった利用もあったということでございます。こういったことから、やっぱり継続して盛岡までの運行は必要というふうに判断し、今回町民バスの運行の1路線ということで加えさせていただいたということでございます。

補助金があるかということでございますけれども、ちょっと確認しますけれども、たしか県補助金の一部入る予定だったというふうに認識していますが、ちょっと再度確認をさせていただきたいと思います。

議長 刈田敏君。

1番 1日6人ということで、使用頻度はあるということでありましてけれども、10月からこのほかのやり方というか、やっぱり負担って大きいと思うのです。別のやり方とかというのは、検討なされた経緯はありますか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

運行の方法についてのご質問だと思います。方法としては、いろいろ検討させてもらいました。全くもって外部に委託する方法、あとは直営で運行する方法、あとは町が管理しながら業

者に委託する方法、現在町営のバスを運行している方法なのですけれども、その中から今運行しているバスの形態に山伏線を追加するのが最も人的なやりくり、そしてあとは経費の面でメリットがあったものですから、こういった方法を今回取り入れるという形で、9月の補正で、今回の補正予算のほうに提案をさせて、委託料を若干提案させてもらっているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 メリットというのはどういう点なのか、お願いします。

議長 企画課長。

企画課長 人的な部分というお話ししましたが、今いる人材を増やすことなくやりくりをしながら調整ができるという部分が一番のメリットかなというふうに感じております。人をまた追加で増員するとか、そういうことなく、今の体制の中での運行を維持していきたいという形のメリットという部分でお話をさせていただきました。

議長 刈田敏君。

1番 その補助金に関しては、これでどうのこのとはないのですけれども、後からということですか。

(何事かの声)

議長 北村嗣雄君。

2番 町外利用の料金なのですけれども、雫石、滝沢、盛岡、一律1,000円と理解するわけですけれども、1,000円の設定基準というのは何から出ているのですか。まずその辺お伺いします。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

盛岡行きのバスの運賃につきましては、十数年前ですと2,000円ぐらいの運賃でございました。利用促進のために、1度1,000円に引き下げたという経緯がございます。それ以降、町の交通会議の中でいろいろ協議していただいた中で、今まで1,000円でやってきている面もあり

ますし、これからの利用の促進の部分もありますので、1,000円でということ設定が引き続き長年といいますか、それ以降継続してきているという流れから、今回も1,000円という額で設定をさせてもらっております。

議長 北村嗣雄君。

2番 今の説明をお受けして理解はしますが、反対するものではございませんけれども、例えば町内で私ども貝沢までは無料ですよ、現行も。例えば利用される町内の方でも、雫石までも1,000円、滝沢までも1,000円、それから盛岡までも1,000円となれば、別にその辺というのは、町のほうでの運営のバスですから、理解しないわけでもないのですけれども、ただ何となく町民の利用される方にすれば、例えば大村までも1,000円となれば、何か少しその辺というのは、段差がついても普通ではないのかなというふうに私一般的には理解するわけですけれども、その辺は検討されたのかどうか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

今まで実証運行をさせてきてもらっておりますけれども、その利用状況をまずお話しさせていただきますと、基本前潟のイオンショッピングセンターの利用、あとは駅、あとは病院、県立中央病院、あとはバスセンターということで、ほとんどそちらの方面の利用者ということで、まずおおむね1,000円を超える方々、1,000円を超えるという言い方もあれなのですけれども、ほとんど盛岡市内を利用される方が多いという現状でございました。ということも含めまして、やはり今まで実証してきた中で、1,000円が今回継続して運行する上で最もベターなといいますか、1,000円に対応できるものではないかなということでの設定でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 これからずっとこの設定でいくとは限らないかもしれませんが、その都度見直しの余地もあると考えられますけれども、ただ今

後子どもも含めて、全然世代も変わっていくし、利用される方も変わると思うのですけれども、ただ何となく、例えば私地元から雫石までと、それから滝沢まで、盛岡というのは、今の説明は理解しますけれども、何となく設定が幾らかあっても、同じ一律というよりは、国民というか、利用される町内の方に当然料金設定については、何かしら、どうして設定したのだらうというふうに子どもも聞かれることがありますので、その辺は納得するまではいかなくても、理解できる説明をしないと、やはり要するにしても、ちょっとどうかなという感じがしますので、その辺やはり時を見て、当局のほうでもある程度理解を示していただきたいなと考えるものです。私は反対するものではないのですけれども、ただ実際利用される方は、やっぱりそういうことも一部考えられるのではないかなと思うので、何かその件でありましたら。

議長 企画課長。

企画課長 ご意見ありがとうございます。運賃につきましては、実際のところ本当は安いのではないかなと思っています。今後利用者が減るのであれば、今度は見直しとなると、値上げの方向を考えていかなければならないのかなというふうに思いますし、あと利用状況を見て、せっかく走っても乗らないのであれば、また減便ということも頭には入れていかなければならないものというふうに感じております。そういった面は、今後運行の状況を確認しながら対応していきたいというふうに思います。

議長 高橋和子君。

4番 今実証運行で、多くは16人ほど乗ったということですが、年代的にいうとどんな、年代的に。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

まず、年代を特定した調査はしてございませんが、聞き取りを先月かな、1か月ほど出した中での状況をお話しさせていただきますと、や

はり高齢というよりは、40代、50代、60代、その辺の方が多かったように思います。中には外人の方もご利用されておりました。外人の方、あとは休みの日ですと学生さんも利用されているというときはありました。

議長 高橋輝彦君。

6番 町内のほうの利用ももっと増やしていきたいというふうなお話だったと思います。今まで実証されてこられました……実証は別のほうだったかもしれませんが、運行されてきてまして、増やすようなアイデアというのは何かお考えでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 利用促進についてのご質問というふうにお伺いしました。

今回の改正に合わせて有料化、高校生以下、あと75歳以上は無料なのですが、その間の方は有料化になるわけですけれども、そういった方々に対応するべく、10月1日からはマイナンバーカードを取得した方には、それを提示していただくことによって、無料で乗車できるようにしたいというふうに考えてございます。町内の運行に限るわけなのですけれども、それを提示していただくことによって、普通の成人の方も無料で乗車可能というような対応をさせていただきたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今町内を走っているわけなのですけれども、気がついたら自分より後ろから来て前に行っているというような状況というのは、私も行ったのだなということで、見過ごすことがよくあるのですけれども、一般の町民の方々もそういうことがあるよだというような話は聞いておりますけれども、バスが何か音楽とか、そういうのを流して後ろからバスが来ているということが分かれば、また手を挙げて乗る可能性も多いのかなと。過ぎてしまってから走って行って追いかけるようなことは、ちょっとやっぱり考えにくいので、例えばバスの色によって音楽



を変えるとか、そのような方法でバスが来ているということが分かれば、また違うかもしれないのですが、そのようなことを考えたことはございませんですか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

現在の装備として、音楽を流せる装備がないので、即対応ということはちょっとできませんけれども、いろいろなそういった、乗車するのに分かりやすいような手段というのは、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第2号 西和賀町民バス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

家庭的保育事業とは、自宅などで満3歳未満の子供を対象とした小規模保育を行うもので、今回国の法令改正に準じ、町の条例について所要の改正を行うものです。

なお、現在西和賀町においては、家庭的保育事業に該当する事業者はございません。

それでは、改正内容について説明いたします。3ページをお開きください。第6章、雑則に電磁的記録として第49条を盛り込むものです。この内容は、家庭的保育事業者等の業務負担の軽減を図る観点から、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることを追加するものです。このことにより、改正前の委任第49条が第50条となります。

1ページに戻っていただきますが、この改正により、目次の第6章雑則を第49条・第50条とするものです。第6条については、国の基準改正に伴い、条文の文言の整理を行うものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 この条例で、民間の方が行うということでしょうが、公的な立場で、この法律の中で実施するということができないのでしょうか。というのは、3歳児未満ですから、今1歳未満の保

育ができていませんので、横から手を出すような感じではありますが、こういった法律の中で、1歳未満の保育ができるということになればいいなと思ひまして、可能性の追求をしたいなと思ひますが、普通でいけば、そういうことは難しいのですが、可能性としてどうでしょうか。

議長 ちよつとお待ちください。今の質疑、この条例に関係しますか。例えばというのはまずいと思ひのですけれども、この条例そのものは、ここにあるように3歳未満という形でうたっていますけれども、そのことの議論になりますので。西和賀ではないと言ひましたよね。

(何事かの声)

議長 学務課長。

学務課長 それでは、お答えしたいと思ひます。

この家庭的保育事業というのは、ご指摘のとおり、民間で行っていただく3歳未満の保育ということになります。

それで、お尋ねの点は、公的な部分で1歳未満のお子さんの保育が、現在やっていない部分、その部分をフォローできないかという内容だと思ひます。まず、以前からもちよつとご指摘いただきながら、あるのですけれども、実際公的な保育所で実施する場合、施設の改善もですけれども、やっぱり資格を持った看護師さんも欲しいとか、そういった課題もありますので、ちよつと現状の施設、あと体制ではちよつと難しいのが現状です。ただ、これからの子育て環境の施策の中で検討していくという部分にしか、ちよつと現時点ではなれないのかなと思ひます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

特定地域型保育事業とは、定員が19人以下の小規模保育事業者や、事業所内に保育環境を整えるなど、満3歳未満の子供を対象とした小規模保育を行うもので、今回国の法令改正に準じ、町の条例について所要の改正を行うものです。

なお、現在西和賀町においては、特定地域型保育事業に該当する事業者はございません。

それでは、改正内容について説明いたします。1ページを御覧ください。特定教育・保育施設等との連携、第42条第4項第1項に括弧書きで、「同法第73条第1項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。」を追加するものです。この児童福祉法第73条第1項は、全ての市町村で保育の必要性の認定を受けた子供が施設利用をするに当たって、利用調整を行った上で、各施設の事業者等に利用調整を行うことの内容となります。要約すると、特定教育・保育施設等との連携の中で、利用者がある場合、市町村において利用調整の要請ができることを改めて明確化するために括弧書きの部分を盛り込むものです。

2ページ、第5項については読点の削除、そして「行う者」を「行う施設」に改めるなど、文言の整理を行うものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、課税免除の適用となる施設の設置について、計画同意の日から5年以内であったものを令和5年3月31日までに改正するものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号 令和3年度西和賀町

一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年度の上半期における事務事業の執行状況を精査し、下半期に向けて調整を行うとともに、追加交付があった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について予算を調整しようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,884万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,502万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、4事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

主な補正の内容は、若者単身者用住宅建設事業3,232万9,000円、ふるさとを遠くで見守る応援事業1,000万円、巣郷老人憩の家管理費933万8,000円、道路除雪車両管理費1,809万7,000円、河川改修事業1,595万7,000円、学校給食調理場整備事業2,268万8,000円を増額しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細についてご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。10ページからになります。まずは、歳出全般にわたる部

分を説明させていただきます。職員人件費については、人事異動に伴い、調整を必要とする分について行うものです。

なお、人事異動に伴う全体の過不足調整については、例年どおり12月補正で対応する予定としています。

2款1項1目一般管理費、一般国道107号通行止め対策事業218万3,000円の増額は、錦秋湖サービスエリアからの臨時乗入れに係る経費になります。

11ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、湯田庁舎等管理費、12節委託料299万2,000円の増額は、冬期間の駐車場排雪業務に係る委託料になります。

12ページをお開きください。ネットワーク関係移設事業138万6,000円の増額は、議場設備を沢内庁舎から湯田庁舎へ移設する経費になります。6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費188万1,000円の増額は、湯本線及び長瀬野線の電柱支障移転工事によるものです。

地方交道路線対策事業、12節委託料160万円の増額は、ほっとゆだから盛岡バスセンター間の山伏線の実証運行が9月30日をもって終了することから、10月以降の山伏線運行に係る経費を見込むものです。17節備品購入費100万円の増額は、町民バス駐車場の除雪を行うため、小型除雪機を購入するものです。18節負担金、補助及び交付金355万9,000円の減額は、補助金がそれぞれ確定したことに伴う減額であります。

13ページを御覧ください。若者単身者用住宅建設事業3,232万9,000円の増額は、建築資材、特に木材の高騰の影響を受け、設計変更による建築工事費等の増額及び支障木の伐採に係る経費を見込むものです。

ふるさとを遠くで見守る応援事業1,000万円の増額は、感染症拡大による影響で、町内商品の売上げが減少している事業者が多いことから、他地域との往来の自粛を余儀なくされている首都圏等県外在住出身者に対し、町内商品の詰め

合わせの発送業務を委託し、町内事業者の売上げ向上と併せて、交流関係を維持しようとするものです。

なお、この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

15ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、巢郷老人憩の家管理費933万8,000円の増額は、巢郷老人憩の家の解体撤去及び処分に係る委託料になります。3目障害者福祉費350万8,000円の増額は、障害者自立支援給付事業及び障害者自立支援医療費給付事業に係る国、県への過年度分返還金になります。

16ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、保健衛生総務事務費382万8,000円の増額は、健康管理システムの健康診断結果等様式の標準化及び検診情報連携システムの改修を行うものです。

17ページを御覧ください。5目保健センター費140万8,000円の増額は、川尻保健センターの排水管接続部の異常及び漏水が確認されたことから、改修を行うものです。

18ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、地域おこし協力隊招聘事業572万6,000円の増額は、協力隊を新たに2名採用したことから、その経費を見込むものです。

19ページを御覧ください。5目農地費、中山間地域等直接支払事業127万5,000円の総額は、集落機能強化加算に取り組む集落協定組合が増加したことによるものです。

22ページをお開きください。7款1項1目商工総務費、商工総務事務費300万円の増額は、特定技能または技能実習生を受け入れている企業等への支援として、1人当たり10万円を上限に補助するものです。

8款1項1目土木総務費429万円の増額は、一般国道107号の通行止めに伴い、休業中となっている道の駅錦秋湖の移転等について調査業務を委託するものです。2項2目道路維持費、道

路維持車両管理費504万6,000円の増額は、除雪トラックの車検整備に係る修繕料及び自動車保険料になります。町道舗装補修事業は、道路の損傷箇所の修繕に要する経費として250万円、舗装補修用資材購入に係る経費として10万円を増額するものです。

23ページを御覧ください。道路環境整備事業250万円の増額は、町道安ヶ沢線、下の沢線及び高下線の路面補修及び陥没箇所を修繕するものです。3目道路除雪費、道路除雪車両管理費1,809万7,000円の増額は、除雪車両用のタイヤチェーン、カッティングエッジ等の購入及び車両修繕に要する経費を増額するものです。3項1目河川費、河川改修事業1,595万7,000円の増額は、野々宿地区の巢郷川落差工部の老朽化が想定以上に進んでいたことから、工事費を増額するものです。

24ページをお開きください。4項1目公園費、公衆トイレ環境向上事業513万7,000円の増額は、貝沢地区公衆トイレの便座交換及び内壁等の改修など、トイレの衛生環境の整備に係る改修工事を行うものです。

なお、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

25ページを御覧ください。10款2項1目学校管理費、小学校通学対策総務費125万2,000円の増額は、大沓のスクールバス車庫屋根の雪止め撤去及び屋根塗装並びに電動シャッターを修繕するものです。4項2目公民館費、分館維持管理費301万3,000円の増額は、川尻1区公民館の外壁及びサッシの修繕、湯の沢公民館の漏水箇所の修繕、泉沢公民館の排水ますの修繕になります。

26ページをお開きください。5項2目体育施設費、プール維持管理費、10節需用費、修繕料96万8,000円の増額は、湯本屋内温泉プールの三方弁取替え修繕及び滑り台の階段の修繕をするものです。

27ページを御覧ください。3目学校給食費、学校給食調理場整備事業2,268万8,000円の増額は、給食センター建設工事の工事内容変更に伴う増額になります。工事完了から年度末までの期間に調理トレーニングを予定していることから、その必要経費と併せて構内除雪に係る費用を増額するものです。

次に、歳入ですが、8ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税1億5,581万2,000円の増額は、9月補正予算の財源に充てるものです。

16款2項1目総務費国庫補助金1,035万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込むものです。3目1節保健衛生費補助金のうち、健康管理システム改修事業費233万9,000円の増額は、健康管理システム健康診断結果等と様式の標準化及び健診情報連携システムの改修に対する国庫補助金になります。

17款2項1目総務費県補助金112万5,000円の減額は、地域バス交通等支援事業費の補助金額確定に伴うものです。

9ページを御覧ください。20款2項1目他会計繰入金690万5,000円の増額は、介護保険特別会計からの繰入れになります。

21款1項1目繰越金4,281万7,000円の増額は、9月補正予算の財源に充てるものです。

23款1項1目総務債、1節臨時財政対策債5,230万円の減額は、国の内示額に合わせ調整するものです。2節総務管理債2,750万円の増額は、若者単身者用住宅建設事業の財源として地方債を見込むものです。4目土木債、3節防災対策債1,600万円の増額は、河川改修事業の財源として地方債を見込むものです。6目教育債、2節保健体育債1,880万円の増額は、学校給食調理場整備事業の財源として地方債を見込むものです。

それでは、ページを戻っていただいて、5ページをお開きください。第2表、地方債補正になります。4事業の限度額をそれぞれ変更する

ものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで換気のため2時10分まで休憩します。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

質疑に入る前に、先ほど保留としておりました企画課長からの答弁を許します。

企画課長。

企画課長 先ほど刈田議員さんのほうから、山伏線への補助金について答弁を保留させてもらっておりましたので、その部分について答弁をしたいと思います。

今回の山伏線の補助金でございますけれども、岩手県の地域バス交通等支援事業費補助金の該当になるものでございまして、交付決定額が104万4,000円ということで内示が来ております。ただ、今回の補正予算には、決定の時期がちょっと遅かったものですから、補正予算には盛り込んでおりませんが、12月補正で歳入予算を組みたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 この際ですからですけれども、岩手県の補助金というのは今後も続くような見通しはあるのですか。

議長 企画課長。

企画課長 令和2年、3年、4年、3年間の事業だったように記憶をしております。その後については、また県の中での協議の中で決定されるものというふうに認識しています。

議長 これから一般会計についての質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 ちょっと何点かあるのですが、訳が分からなくなると思いますので、ちょっと絞って、ふるさと振興課の予算について質問をしたいと思いますが、予算書の13ページの、まず1点目は、地域商社設立検討支援業務委託料ということで、今回マイナス補正となっておりますが、地域商社設立検討支援業務の現状というか、どの程度進んだのか、終わったのか、その詳細をお聞きしたいと思います。

もう一点ですが、若者単身者用住宅建設事業についてであります。今回総額で3,232万9,000円ということで、補正の金額が計上されておりますが、これまでも、先日も全員協議会等でも説明がありましたが、コロナ禍の中の木材の高騰、ウッドショックということで、工事の材料費、木が上がって、建設工事が少し増えてしまうということの説明をこれまで課長も何回もされてきておりますが、私個人として、コロナ禍のウッドショックという、本当に大概の人は理解できるような、そういう要因を理由に説明をされておりますので、それ以外の、例えば過大なそういう積算がないのかということも議員としては確認しなければならないかなということも質問をしたいというふうに思います。

まず、ちょっと基本的なことをお伺いしますが、今回請負工事で2,771万8,000円ということで補正で計上されておりますが、この2,771万8,000円については、今の工事に附帯工事として増える部分だということも理解をしておりますが、工事の全体的な工期の変更はあるのか、そして2,771万8,000円については発注行為があるのか、例えば変更契約とするのか、その辺も含めてちょっとご説明をいただきます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の地域商社の関係でございましたけれども、地域商社の関係につきましては、これまで西和賀町が取り組んできました山菜や乳

製品、温泉などの地域資源を活用した6次産業化や観光振興の流れを踏まえたさらなる地域資源の活用により、町の稼ぐ力を最大限に発揮することを目指して立ち上げを検討するというところで進めてまいったものでございます。

それで、令和2年度を取組状況というところからいきますと、まず第1期総合戦略においては、この部分について実績というようなところもあるのですが、西わらび、乳製品といった地域農産物を活用した6次産業化と、温泉等を活用した観光振興まず推進してきたというところ。あと、それを受けて第2期につきまして、策定において第1期の取組を検証して、地域資源を活用した産業振興を推進するため、第2期総合戦略の具体的な施策として、まず位置づけたというものでございます。

それで、令和3年度における取組なのですが、これも、まず地域商社事業というものについて理解を深めるために、専門家を招いた学習会というようなことで、5月に2回ほど実施をしております。まず、関係課が集まって説明を受けたという部分です。あと、町内関係機関によるヒアリング等というようなことで、地域商社の検討機能ということで、産業公社ですとか観光協会のヒアリングを実施しているという状況でございます。当初委託料で見ていたのですが、まずは町内のそういうふうな関係機関の学ぶ部分というものもありますので、講師謝金という形で置き換えをしたということの今回の補正予算ということになります。

次に、若者単身住宅の関係でございますけれども、まず先ほど議員がお話をされましたとおり、大きな要因というものはウッドショックであったというふうに捉えているところでございます。今年度、まず5月に入札を行いまして、その結果が不調に終わり、改めまして事業内容、設計内容を精査したところ、大きくは木材価格の高騰ということに原因を発しているというものでございました。また、木材の高騰の部分の

中身におきましても、既存の木材がまず高騰しているというのは当然なのですから、樹種を置き換えなければならないとか、そもそも木材が手に入らないといったようなこともございまして、それを新たな鉄骨等に置き換えるというような事業内容の変更となっております。

また、コンクリートですとか、鉄筋工事、金属工事関係につきましても資材が高騰しているということでございまして、総体的にその金額が上がりました。ということで、その部分につきましては、まず補正予算のほうにお願いしたいというものでございまして、その額が補正予算措置されることで、附帯工事の分が実施できることになるというものでございます。

工事につきましては、変更契約ということで考えてございまして、まず補正予算の議決をいただいた後に変更契約という形で進めさせていただきたいと思っております。

そして、工期の変更につきましては、まず2か月間延長するというので、当初8か月あったのですけれども、それを10か月という形でお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 2か月の工期延長と、発注行為はなくて、現契約の変更増の契約ということの考えのようではありますが、現在これは2回目の入札が7月の後半の実施ということで、工事が若干進んでいるかというふうに思ひますが、現在工事が進む中での大幅な設計変更は、これからは考えられないとおおむね2,771万増で今回の工事は、現状で完成できるということの見込みでよろしいですか。その点について。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 その金額でできると考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今この金額で、今のところこれ以上の変

更増は考えていないということのようでありませう。

さきに全員協議会等でも説明をされ、配付をされた資料を見ながら話ししますと、5月の不調の業者の最低金額が1億2,200万ということ、税込み1億3,420万円ということになります。今回変更設計で設計書、コンサルが設計したと思うのですが、設計金額が税込みで1億3,740万5,000円ということで、300万弱の金額からは増ということで、一部梁が鉄骨になったりということで、その分増えた感じの設計かなということで、個人的には過大なそういう積算で予算計上はされていないのかなというふうに感じております。

今回この中で、設計監理についても125万6,000円ということで計上されておりますが、これは2,700万を積算した設計監理業務の金額ということですか。ちょっと確認。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 今回計上いたしました設計監理委託の部分につきましては、まず5月24日の入札が不調に終わった段階で、改めて全体の現地調査をして、設計をし直したという部分に係る総額ということになります。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 3回制限ということでこれで終わりたいと思ひますが、最後に確認になりますが、今回若者住宅の建設について、ちょっと期間も延びたり、またいろいろ我々も質問をさせていただいているところですが、答弁等の内容、精度についても少し不安を感じる点が多々あるということであります。ふるさと振興課、本来はそういう工事発注が業務のメインでないような、教育委員会も、学務課もそうではありますが、そういったところが大きな工事の担当をしているということで、本当に大丈夫かなということを少し個人的に感じておりますが、改めて今回補正をしながら、もう工事は始まっておりますので、



建築工事の完成に向けて、事業の完了までしっかりとふるさと振興課、担当課としてやっていけるのか、その点について課長にお聞きしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 大変ご心配をおかけしているところでございますけれども、当課といたしましては、一生懸命対応させていただきたいと思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私からも4点ほどあります。

最初に、若者住宅について私からも質問したいのですが、今お話がありましたように、当初予算では入札不調ということで、本体工事だけを行って、今回は附帯工事をメインに行う工事費だと思います。この附帯工事、以前の説明を聞いたときに、湯株を取得して、温泉熱交換システムを利用する、それがかなり大きな部分を占めていると思うのですが、温泉を利用せず、ほかの普通の電力といいますか、ほかのエネルギーを使った場合との、今回の計画であるという湯株を取得し、毎年のランニングコストなどを比べた中で、この熱交換システムに、そういう検討は行われたかについてが1点でありますし、22ページに道の駅の移転ということで調査費が出ております。道の駅、現在通行止めの影響を受けて休業状態でしょうけれども、そもそも道の駅、たしかトイレは県での設置ということでしたけれども、どこへの移転ということでの調査費なのか、またそもそも今の道の駅、先ほど言いましたように、トイレは県の設置ということなんでしょう、道の駅本体は町での設置ということなのか、その辺も確認の意味でお願いいたします。

25ページの下の地区公民館の修繕費、確認なのですが、来年から集落支援センターを設置する。集落支援センターを設置するための修繕なのか、それとはまた別なのかという点が

1点。

あと、26ページにプールの維持管理費、修繕費が出ております。滑り台等の説明があったのですが、プールに関しては大規模修理が4年ほどかけて、9,000万近くの金額をかけて大規模改修が終わって、担当課からもしばらくは修繕は要らないだろうという話をいただいている、また修繕費が出たのですが、この内容について、経年劣化的のものであれば大規模修繕で終わっているはずですし、突発的なものでの修繕なのか、その点についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうから若者単身住宅の関係でお答えいたします。

まず、今回の若者住宅ですが、町の資源である温泉熱を活用するということが大前提として考えたものでございまして、その上で最もコスト的にもかからないというようなところで、今回提案というか、設計されたものとなっております。

内容的に言いますと、温泉熱を活用するいう場合に、湯株2株を利用する設計となっておりますが、1株毎分8リッターで、費用としましては月3万円ですので、一月2株で6万円というような、そういうふうな金額となっております。金額というか、湯株2株を利用することによって、まず床断熱であるとか、軒下アプローチのロードヒーティングですとか、融雪池というもので、住民にとっては除雪の費用負担というものもなく、あと燃料費の負担というものも抑えられるというようなことになると思います。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、道の駅の移転検討及び調査業務委託料についてのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問にお答えする前に、概括的なお話をさ

せていただきたいと思います。道の駅錦秋湖につきましても、今回の国道107号の通行止めに伴って、西和賀産業公社が運営をしておりますレストランと売店が現在も休業中でございます。また、6年前の土砂崩落による通行止めの際にも、片側通行が再開されるまでの約8か月間、やはり休業を余儀なくされ、大きな打撃を受けたことは、まだ記憶に新しいところかと思えます。

短期間のうちに2度も長期休業に追い込まれてしまう事態には、町といたしましても、大きな懸念を抱いているところであり、こうしたことから、道の駅の移転について検討のテーブルにのせるため、移転の是非を含めた基本条件の調査や基礎データの収集、分析などを行おうとするものであります。

その上で、移転の根拠や必要性というものがより明確になってくることになれば、次の段階に進んでいくものと思えますが、町としてはできるだけスピード感を持って取り組んでいきたいと考えているところであり、そうした状況にも対応できるような予算措置を今回お願いしているものでございます。

業務委託の内容でございますが、交通量調査、既存施設の利用状況、立地条件等の検討、地域連携ニーズ調査などに基づいて、移転の必要性に関する現状と課題の検討を行いたいと考えております。その上で、一旦評価、分析を行って、移転のメリットや優位性が認められるようであれば、次のステップとなる基本構想の策定に向けた準備に着手することを前提としているところでございます。

なお、検討の過程につきましては、議会の皆様にも報告や説明を行いながら、ご理解いただいて進めてまいりたいと考えております。

また、道の駅に関しましては、道路管理者である岩手県や、最終的に道の駅として登録を行う国土交通省とも入念な協議、調整が必要でありますので、こうした対応にも十分に時間をか

けていかなければならないと認識をしているところでございます。

お尋ねの場所につきましては、今の時点で特定の場所を決めているわけではございません。そういったものも含めて、今回調査、検討を行うということでございますし、トイレにつきましては、ご指摘のとおり、今の道の駅錦秋湖は一体型の道の駅ということで、休憩施設、それから情報発信機能、地域連携施設と、3つの機能で道の駅になっているわけですが、このうちトイレ、駐車場というのは休憩施設、休憩機能と呼ばれていまして、これは現在の道の駅は一体型でございますので、道路管理者である岩手県がトイレ、駐車場を整備していると。地域連携機能とあって、レストラン、売店のほうは町のほうで整備しているという一体型の施設であります。

もし仮に移転することになった場合に、新しい道の駅を一体型でやるか、あるいは一体型でないほうは単独型といいますけれども、それは全て、トイレ含めて町が整備をするという単独型、一体型とありますけれども、そういったどちらのタイプでやるかということも含めて、これは県とも協議が必要ですので、そういったことも含めて、まさにゼロベースでこれから検討を行っていきたいとするものでございます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 宏議員さんの質問にお答えします。

まず1つ目の、地区公民館の修繕費についてですが、こちら集落支援センターとは特に関係ないもので、湯本地区公民館のほうの非常誘導灯の部分が、照明灯が切れたのですけれども、製造中止になっているため、本体を交換するというような形の修繕の費用となっております。

あと、プールについて、大規模修繕が終わったのということなのですけれども、温泉プールにつきましては、平成28年から30年度にかけて、3年かけて約8,000万円ほどの大規模修繕事業を行っているところです。大規模改修につ

きましては、設備とか施設を全面的に改修したというものではなくて、施設の運営のメインとなる大きな設備等の優先的なものを取りまとめ、集中的に改善を行ったというものになっております。その部分で、大部分については改修が終わったところになっております。

プールに関しては、維持していくためにいろんなポンプですとか、弁ですとか、様々な部品等無数にあるわけですけれども、日常的に作動していることよっての摩耗等による修繕が発生しますし、突発的な修繕の部分も出てくるという部分がありますので、そういった部分の対応ということになっているものです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 最初のまちなか交流館については、担当課長のほうから、温泉熱利用が大前提という話でありまして、若者単身用住宅を造るのが大前提だったのか、温泉熱利用が大前提だったのかというような気が今さらにして思える部分もあるのですけれども、温泉熱利用ということであれば、いろんな利用の仕方もあるでしょうし、若者単身用住宅については今までも様々、今本当に必要なものかどうかという点があったのですけれども、改めてちょっとそういう感想を持ちました。本当に入っている方、町にとっても一番安い方法で若者のニーズに応えるというようなシミュレーションをしていただいたほうが町民の理解を得られるのではないかなと改めて感じております。

道の駅についてはよく分かりました。

公民館と、あと最後のプールについてなのですが、先ほど申し上げたように、プールに関しては以前質問したときに、大規模改修が終わったのでしばらく修繕費はかからないであろうと担当課長が答弁しているはずですが、今聞きますと、突発的なものもあったのですけれども、プールを維持していくためにはいろいろと維持経費がかかると。前に説明されたこととち

よっと、私の中の受け止めとしては違った説明ではないのかなという思いがあるのですけれども、大規模改修が終わったので、維持費はかからず、利用者も増えているので、これからは安定的な経営になっていくのだろうというふうなニュアンスで私は取ったのですけれども、それでもまだかかりますと言われると、またこれからも金額的に大きいとか小さいとかというのは感覚的なものですが、100万近いお金が今回上程されております。こういう何千万という規模ではないにしても、今後でも毎年、2年に1回、修繕費はかかっていくものというふうに理解しなければいけないのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 プールの修繕に関してですけれども、私のほうがこれ以上の修繕はかからないと言ってという部分なのですけれども、大きな修繕の部分がかからないということでもあります。大規模修繕において、メインのところは改修しております。その際に、全面的な改修ではなくて、例えば熱交換器の交換器本体のほうは交換しておりますけれども、それに続くポンプですとか、配管ですとか、温存できるものはそのまま使っていくといった部分になっております。そうした大きな修繕に関しては一気に直して、小規模などうか、ポンプの交換ですとか、今回上げていますが、三方弁の交換ですとか、そういった日々使っている中で劣化していているものについては、今後も修繕は必要となると思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 担当課が同じですので、課長も分かっていると思うのですけれども、今町民の一番の関心事は公民館、集会所という名前が変わってくるのですけれども、その修理費が町で8割持ってくれるけれども、あと2割は地元で持ってくれという話で、担当課長も各地区歩いて、住民感情分かっていると思います。残された2割

を払うために、独り暮らし老人から1万円、2万円果たして集められるのか、集められないとすればどうするのだろうかということが町民の関心事です。

その中で、小さな修繕費と言われますが、これは町民感情からすると決して小さな修繕費とは思えません。町民に理解を得るために、もう少し具体的というか、プールを維持するために本当に必要な修繕なのだということが分かるのか、納得できるような説明いただかないと、これからもかかりますと言われて、はい、そうですかという感情には、今までの説明からしたら、私は納得できないのですけれども。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 こちらのほうで、金額が小さいから小さな修繕というような形を回答させていただいたところなのですけれども、確かに公民館の部分で、改修費用について地元負担を求めているような状況の中で、こういったプールの修繕にしては小規模な修繕になりますけれども、改修が必要だという部分になっております。

施設の維持管理について、今回の修繕については、三方弁などは、改修をしないと熱交換がうまくいなくて、体を洗うシャワーに熱湯が出るといったような、そういった部分の改修も図るというようなものですので、施設の維持をしていく上で必要な修繕を図りながら施設を運営していったら、こちらのほうの施設の維持も図っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

議長 早川久衛君。

9番 遡って若者住宅で質問させていただきま

す。  
実は不調になったときと今回、落札になった、ウッドショックで15%の値上げで今回落札になっているわけなのですけれども、15%は当初と今回では25%ちょっとぐらい高くなっている、今日出ているのは2,771万8,000円ですから、25%以上高くなっています。木材の高騰なりなんな

り、鉄筋、その他に入れても15%が何が25%になっているのかということ、ちょっと計算したところは、実は本体、これは我々議決になっているわけですが、びっくりしましたけれども、本体価格の99.6%で落札されているのです。今のこの2,700万と関係ないですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

当初不調に終わりました、その後また再設計を行った段階で、金額といたしまして1億3,740万4,932円という税込みの価格が全体額として計算されました。ただ、この段階で当初予算の範囲内で実施できる部分というものを求めたときに、建物本体とそれ以外の附帯する工事という部分に分離いたしまして、建物本体につ

きまして2回目の入札、7月29日だったのですけれども、行いまして、落札されたというものです。そのときの請負率、設計額に対して入札された金額の率は99.67%ということになりました。

そして、今回不足する分の予算ということで

金額を補正させていただくわけですが、

まずその分を入れまして、建物本体以外の工事の部分の変更契約を行うわけですが、それにつきましても請負率は99.67%ということ

で、その金額をもって変更契約を行うというふうになるものです。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 今これでやめます、生臭い話になりますから。

議長 早川久衛君。

1番 大体にして、第1回目の入札のとき、業者は2,000万ぐらい予定価格よりも足りないということ

を何人かに私聞いております。今回は770万多いわけ

らもですけれども、これ附帯工事ということでいいですか。建設業法に触れないのか、そこ確認だけしておきます。温泉利用等で、これ何ともないのかということを確認しておきます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 建物本体以外の工事の部分ということで、附帯工事という言い方をしておりますけれども、温泉熱交換設備と、あと融雪のための温泉池ということの2つの設備を行いたいというものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 附帯工事ということでは問題ないということでもよろしいですね。

次の質問に入りますけれども、ふるさとを遠くで見守る応援事業です。これコロナ関係の補助金で1,000万。委託の分の関連する詳細と、これは対象者、これ3回目かな、対象者はどうなるのかということと、その手応えというものを伺いたいと思います。コロナの影響で、町内の事業者はやっぱり大変なところいっぱいあるわけですが、その中でやっぱりこの事業やるという、その辺の説明をお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、この事業の中身でございますけれども、町内で生産されたものを、コロナ禍の影響で出身の方が町内のほうに戻ってこられないというような部分について、町からも応援の意味を込めてお送りするというような内容となっております。

対象者につきましては、まず県外在住の方というようなことで、それで2,000人ほどおまして、その方々に大体地域産品を、単価3,500円ほどのものを考えているところです。それに送料ですとか、委託手数料というような部分を含めまして、大体1,000万円ぐらいの金額になるということになります。

事業の効果といたしましては、やっぱり地元の実業家の支援ということにつながるというふ

うに考えておりますし、またやっぱり出身者を大切にするという、昨日もお話ししましたけれども、総合戦略の関係の関係人口の、関係する人たちとの関係の深化という部分にとっても大きな役割を果たすものだというふうに考えているところです。

それで、今まで合計して3回ほど実施しております。段階的に分けて、最初は県外在住の方、県外在住の新規の方を取りまとめてというようなことで段階的に行っておりますが、非常に反応というか、効果がございまして、たしか170件ほどの問合せはあったと思っております。電話でのお礼のメッセージですとか、あとはふるさと納税のほうにつなげていくとか、寄附させていただきますという方もおりましたし、実際に現金で寄附をされたというような方も10人ほどおりました。あと、何よりもよかったのは、やっぱり地域の方に直接出身者の方から電話があつて、本当にうれしいありがたいことをしてくれたということで、関係性がまた改めて築かれたということが非常によかったというふうに捉えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 私もそういう感じで見えていましたけれども、そうするとこれはまた前回、前々回の人たちも対象になるのかということと、それから事業者、その辺手挙げたところは全部できるという、そういうことでやっていますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

対象といたしましては、まずこれまでお送りした方々という形にはなります。そういう名簿の登録を町のほうでしているという方々を対象にします。また、お送りするものにつきましては、まず町の特産品という形ではございますが、やっぱりコンパクトで割とかさばらないような形のものでお送りする必要があるものと、あと割と日持ちがするような部分というのがありま

すので、そこは主にお送りする品というのは、内部で協議しながら決めていきたいということで、事業者さんから手を挙げてもらうというような形でもなく、まず内部で検討させていただくようにしています。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 同僚議員が先ほど来若者住宅の追加の附帯工事について質問あったのですが、関連で私のほうからも、聞く人によって様々微妙な聞き方しているなということを常々感じながら、私なりに今議決するにはちょっと釈然としない部分があるので、先ほど先輩議員が言ったように、一旦議決した案件ではあるわけでありましたが、改めて確認も含めてお伺いしたいと思います。

昨日資料を頂いて改めて点検したのですが、最初の実施設計したのが令和2年5月18日、入札が令和3年5月24日、設計してから1年もなるのです。そして、ウッドショックは入札の直前に起きたわけではないわけでありますから、それ相応の情報というのは当然入っているはずなのですが、それらに基づいての1年前の設計した段階での入札にかけるといって自体極めて不自然だとか、普通はあり得ないと思うのですが、その辺りはどうですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、今議員のおっしゃられたとおり、設計が終わってから1年ほどかけて入札をしてしまったというようなところは、そこは反省をするところでございます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 答弁は、反省しておりますで終わりですか。確認ですが。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 本来であれば、まず改めて入札の前段階で積算をするべきところだったと思いますが、実際のところはそこをせずに入札に

かけた結果で、実際不調に終わってしまったというような部分になってしまいました。

今回は、その部分はちょっと反省するべきところでございます、今後しっかりと、このようなことがないように対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 過ぎたことであれば、そういうことにならざるを得ないかもしれませんが、このよく町民に言われるのは、わざわざあの程度を建てるのに東京の設計者、東京から頼まなければいけないのだというのを聞かれて、答弁のしようがないのですが、若干様々な今までの経過を踏まえた上で、大学院の工学院のどうのこうのということから東京になったような感じでありますけれども、純粹に町民の疑問に答える意味で、なぜあのぐらいのものに東京の設計をお願いしなければならないのだということに対してのお答えは、どのようにお答えするのですか。お願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、今回設計をしていただいたと東京の設計事務所でございますけれども、まずまちなか交流館を設計されたというようなつながりから、その空間に調和したような形という部分も考えたものでございますが、何といたしても、これまでに町の中になかった住宅、斬新さというようなところ、新しいところを設計していただくことによって、より若い人たちが意欲を持って町に働きに来て住むというような部分を目指したものでございます。そのようなことから、東京の設計士の方をお願いしたという状況でございます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 それで、よく言われる、今言われたこと、課長の答弁で理解していただけるかどうか、聞

いている町民の方もいらっしゃると思いますが、含めて斬新な住宅であるかもしれませんけれども、1人当たり約2,000万です、住宅建築。その部分について、随分高いお金かけてという声もあるわけでありまして、極めてそういうことを強く言われますので、それについての町民に対してのコメントもお願いしたいというふうに思いますし、今回の入札の件については、本当は、終わってすみませんでしたで済む問題ではないと思うのですが、事前にこの価格の変動を調査して、設計段階で、入札にかける前に、当然それらの価格変動分かっていたはずですから、令和3年5月24日時点で物価の変動を調査しておれば、いわゆる町内業者も含めた業者で不調にならずに多分済んだはずだと思います。

2回目の設計変更して、不調に終わってから、2回目の設計変更する間1か月ちょっとしかないわけでありまして、その1か月ちょっとの間に1.4倍なり2倍になっているわけがないわけでありまして、ですから、結果論といたしても、結果的に2回目の落札額9,550万と今回の2,771万8,000円を足すと、1回目の落札額の不調価格より高くなっているのです。ですから、こういうもののはかり方というのは極めて問題だろうということをもらった資料で改めて感ずるわけでありまして、ただちょっと反省しておりますプラス何かのものが要だと思うのですが、いかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

金額的には、初期の投資的な部分では高いというのは確かな状況になるかもしれませんけれども、新たに町のほうに移住されるという部分を、そういうふうな新たな若者たちというところを大切に考えたときに、住宅は本当に必要な部分になるというふうに考えておりますので、何とぞその部分をご理解の上、よろしくお願ひしたいと思いますし、やっぱり実際入札、5月の時点の前段階において、本来はそういうふう

な分析を行うべきところだったというところはそのとおりでございますので、その点を取り落としてしまったということにつきましては、おわびしたいと思っております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 この件については以上で、納得しませんけれども、終わりたいと思いますが、もう一点。予算書の11ページになりますが、駐車場の排雪業務委託料に299万2,000円、駐車場の排雪ということだったのですが、どこの駐車場で、またいわゆる町で持っている除雪費以外に別個に取らなければ排雪されないという業務、どこかに委託しなければならないという内容でありますか。その内容についてお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 駐車駐車場排雪業務委託料についてお答えいたします。

現在旧中央公民館敷地を駐車場として使用しておりますが、その駐車場部分の冬期間の排雪業務を委託するものであります。庁内のほうでも、除排雪に関しては協議をいたしました。町直営の除雪体制については、毎年除雪作業員の確保が難しい状況にあるなど、いろいろ厳しい面があるということで、旧中央公民館の駐車場については、除雪の対応は建設課のほうで対応していただけると。

ただ、雪の降り具合にもよりますけれども、排雪業務まではなかなか手が回らないというふうな状況を踏まえまして、排雪業務を業者さんに委託するという内容となっております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 15ページのところなのですが、確認ということなのですが、障害者とか障害児の文言があるのですが、今現在ですと平仮名を使われるのが私は一般的なのかなと思っておりましたが、これ漢字を使っているその意図が何かあるのかということ

確認でございます。

それから、22ページでございます。上段のほうの外国人材受入企業等支援事業費補助金です。こちらは、採用事業所に対して1人10万円というお話でございましたが、補助対象条件とか、もう少し詳しくお知らせいただければなどというふうに思います。既に受け入れている事業所とか、新たに受け入れる事業所が対象なのかどうか、その辺の詳細をお聞きしたいと思います。

以上でお願いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それではまず、ちょっと順番変わりますけれども、外国人材の話についてちょっとお話をさせていただきます。

今回の補正案件につきましては、外国人材の受入れ企業等に関する支援事業といたしまして実施するものでございます。内容といたしましては、共生社会の実現や町内の産業振興に資するために、新たな外国人材を受け入れる町内の企業に対して補助金を交付するものです。

中身につきましては、特定技能または技能実習において、外国人材の方を採用される場合においては、1人につき10万円を企業に対して支給するという考え方でございます。これに関しましては、今年度から初めて行う事業、要綱を策定して進めることとなりますので、現に受け入れている企業さんに対しましては、現在の状況で受け入れている方々に対しても全て支給する予定で考えております。詳しくは、これからの要綱を策定した上で告示というふうになる予定になっておりますが、予定としては10月1日に施行する予定で現在動いているところでございます。

以上でございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 障害の「がい」の字なのですが、国の制度等の法律のほうで決まっている分につきましては、漢字の表記が正しいと認識

しておりましたので、すみません、ちょっとこちらのほうに、障害児の分についても国のほうの制度になりますので、平仮名表記ではなくて漢字表記が正しかったと思われまので、すみません、こちらのほうについては漢字のほうの表記に後で訂正したいと思います。

議長 課長、もう一回分かるようにしゃべってください。

健康福祉課長 すみません、障害児の「がい」の字は、一般的に皆さんにお知らせするときは平仮名を使うのは一般的なのですけれども、国の法律等ではまだ漢字のほうの表記を使っておりましたので、例えば制度的な面書などは漢字のほうの表記が正しいです。

今回ちょっと障害児の新たな分の給付事業につきましては、返還分のほうの記載が漢字になっておりますので、こちらについては平仮名ではなくて漢字の表記が本来すべきだったというのを今ちょっと思っているところでありますので……よろしいでしょうか

議長 何ページのどこと言ってもらって。

健康福祉課長 すみません。15ページの3・2・3の障害者福祉費のほうでは障害者のほうは漢字、そしてあと3款2項1目の児童福祉総務費の障がい児通所給付事業の「がい」の字も、こちらも漢字に表記すべきところとなります。すみません、大変失礼しました。

それで、22の償還金利息及び割引料が障害児通所給付費等国庫負担金過年度分返還金になりますので、こちらが前年度分で返還するのが、害が漢字の表記になっておりますので、今回障害児の通所給付事業のほうで、「がい」の字が平仮名になっておりますけれども、こちらは漢字のほうにすべきだったということになります。法律上で制度的に決まっているものは漢字の表記になります。

議長 つまり全部漢字で表記するということですか。

健康福祉課長 今回は「がい」の字を本来漢字で



表記すべきだったということになります。

議長 北村嗣雄君。

2番 2点ほど質問いたします。

15ページの高齢福祉費なのですけれども、巢郷老人憩の家の管理費で、解体撤去の処分業務委託料ということで933万8,000円予算化しているのですが、この施設も当然温泉事業の見直しで、ここに出ている物件だったと思うのですけれども、その時点では民間の方誰も見られないということで、処分に至る経緯になったと思うのですが、その撤去費用900余り、これに消費税がつけば1,000万になるわけですが、例えば地域の活性を継続する上でも、解体費用幾らは再活用の助成みたいな形で、町のほうでやはり、老朽化が激しければ当然無理かもしれませんが、そうした施策もやはり検討した余地があるのかどうか、まずそういうことは考えられなかったのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 老人憩の家の解体撤去費用についてのご質問についてお答えをします。

温泉施設として、町内向けの売却公募につきましては、昨年度、令和2年度から町内向け、そして町外向けということで売却の公募を観光課と、関係課と併せて一緒に行っておりまして、応募者がなかったということになります。その後の地域の方々に対して、運営の希望について調査をしまして、そちらについても希望がなかったということで、その後町内の各課のほうに施設について、行政のほうで活用について有無のほう確認したところ、そちらの活用についても、こちらの施設については活用がないということで、まず今年度になりますけれども、今年度は温泉以外での活用について、温泉以外で何か活用する方があるかということでまず公募したところ、問合せについても1業者等ありましたけれども、今回どなたからも応募がなかったということで、建物の解体のほうに進んでいる

ところになります。再利用についても特に希望がなかったということで、今回解体ということで予算のほう計上しております。

議長 北村嗣雄君。

2番 そのことは理解しますが、撤去解体費が900万、消費税で1,000万近くなるわけですけれども、解体費の一部でも幾らか再活用、利用の助成として、無償提供なりする上で、そうした提案というのが、施策も含めた、地域の現状を見た場合に、どの地域もそうですけれども、やはりあるとないでは、その施設があって利用されれば、当然そこには人が出入りするわけですから、そうした撤去している分の費用を、例えば再活用する上での助成金として含めた施策なり、そういうのが検討されなかったかということをお伺いしているのです、その辺再度お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 北村議員さんがおっしゃるような考えについては、町のほうではありませんでした。

議長 北村嗣雄君。

2番 私からちょっと、勝手な考えかも知れませんが、実際考えられることは、再利用できるような物件であれば、町としてやはり公募されてもなかった、無償提供するにしても応募される方がなかった。でも、解体するには1,000万の経費がかかります。でも、この施設はまだ利用できますような形態であれば、やはりある程度の助成を含めての再活用を目指す方がいらっしゃるのであれば、それは地域のためにも、あるいは町のためにも、決して悪い条件ではないのではないのかなというのは、今後もこうした物件の撤去作業というのはあり得ると思うのですが、やはり町の少ない財源の中で、1,000万も解体費がかかるということは大変な事業費というか、費用なのです。その辺今後検討する余地もあるのではないかなと感じたものですから、あくまで提案等指摘をしておきます。

それから、もう一件なのですが、26ページの教育費のほうなのですが、小学校の通学対策総務費というので百二十何万ほど計上されていますが、これの中身を具体的にお伺いします。すみません、25ページ。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから小学校通学対策費の修繕料125万2,000円のところについて説明させていただきたいと思います。

大沓にスクールバス車庫があるのですがけれども、冬期間屋根の雪処理の作業の軽減を図るために、片屋根、どちらも滑り止めがあるのですがけれども、大沓公民館側のほうの滑り止めを外して、雪が落ちるようにして、幾らかでも作業の軽減を図りたいというところ。あと、シャッター1面ちょっと不具合を起こしていますので、その修繕を行いたいというところですし、あと屋根につきましては塗装もさせていただきたいというところの内容になっていました。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第6号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第7号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,728万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをお開きください。5款1項1目特定健康診査等事業費6万円の増額は、特定検査の結果、糖尿病のリスクの高い人を対象に、重症化予防対策として、糖尿病教室の開催に係る経費等を増額するものです。

8款1項2目償還金23万1,000円の増額は、令和2年度決算に伴い、特定健康診査等県負担金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款2項1目基金繰入金6万円の増額は、歳出で説明しました特定健康診査等事業費の財源となるものです。

6款1項1目繰越金23万1,000円の増額は、歳出で説明しました償還金の財源となるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて日程第10、議案第8号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,401万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,151万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保険事業勘定における補正予算の内容について、歳出から説明いたします。

7ページをお開きください。3款2項1目包括的支援事業17万5,000円の減額は、地域包括

支援システム機器に係る経費の調整になります。

3款3項3目認知症総合支援事業費34万7,000円の増額は、認知症サポート医の養成に係る研修会がオンライン形式に変更となったことに伴う経費の調整、認知症ガイドブックの改訂版作成に係る経費等になります。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金806万2,000円の増額は、令和2年度決算を受けて、今後の介護給付費に対応するため、基金に積立てをするものです。

7款1項2目償還金1,888万円の増額は、令和2年度の介護給付費等の確定に伴う超過受入れ分の返還金であり、国、県及び支払基金へ返還するものです。

8ページを御覧ください。7款2項1目一般会計繰入金690万5,000円の増額についても、令和2年度の事業確定に伴い、一般会計繰入金超過受入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。3款2項国庫補助金6万7,000円、5款2項県補助金3万4,000円、7款1項一般会計繰入金7万3,000円、7款2項基金繰入金3万7,000円、8款1項繰越金3,380万8,000円は、歳出補正に伴いそれぞれ補正額を見込むものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
高橋和子君。

4番 7ページの認知症の総合支援事業費の中の負担金のところなのですが、認知症のサポート研修会とありますが、認知症のサポートをされるドクターの研修ということでしょうか。ドクターという方であれば、どなたなのか、お願いたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 認知症サポート医研修会の負担金

についてのお尋ねについてお答えいたします。

認知症サポート医の養成研修につきましては、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医の助言等の支援を行うという専門的な研修になります。これについての対象については、お医者様、医師になります。今こちらについては、さわうち病院の小原院長先生をお願いしてサポート医のほうの研修を受けていただくことで進めております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第9号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費、材料費及び経費合わせて141万1,000円を増額し、収益的支出の総額を10億1,947万2,000円とし、収益的収入は一般会計からの補助金と県補助金、合わせて同額の

141万1,000円を増額し、収益的収入の合計を9億4,887万9,000円とするものです。

また、資本的収支については、医療機器の整備を図るため、収入、支出それぞれ71万5,000円を増額し、資本的収入及び資本的支出の合計をそれぞれ5,551万7,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容について私のほうから説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるとし、第2条において収益的収入及び支出の予定額の補正を行っております。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を行っております。

第4条では企業債の補正、第5条では給与費の補正に伴い議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行っております。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。10ページを御覧ください。収益的支出予算について説明いたします。医業費用の1目給与費79万2,000円を増額は、新型コロナウイルスPCR検査及び抗原検査に従事する職員に係る防疫作業手当を増額するものです。2目材料費37万9,000円を増額は、簡易陰圧PCR検査室用の医療消耗備品を整備するものです。3目経費24万円の増額は、医療機器修繕費として、歯科の吸引ポンプ用のスーパーバイオフィルター交換費用、病院施設修繕費として病室のエアコン故障による室外機の修繕と、室内機のドレンポンプ交換費用となります。

9ページをお開きください。収益的収入予算につきましては、一般会計からの補助金103万3,000円と、帰国者・接触者外来等整備事業に

係る県補助金37万8,000円、合わせて141万1,000円を増額するものです。

次に、資本的収支予算の支出について説明いたします。5ページをお開きください。1項建設改良費、1目設備費71万5,000円の増額は、ホルター記録器が経年劣化により修理ができないため、更新をしようとするものです。

4ページにお戻りください。収入についてですが、ホルター記録器の更新設備の財源に充てるため、企業債70万円と一般会計出資金1万5,000円をそれぞれ増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第10号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第

1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めております。水道事業収益については、既決予定額3億5,857万3,000円に79万2,000円を増額し、総額を3億5,936万5,000円とし、水道事業費用については既決予定額3億9,758万円に603万8,000円を増額し、総額を4億361万8,000円にしようとするものです。

2ページをお開きください。第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めております。資本的収入については既決予定額2億8,157万3,000円から79万2,000円を減額し、総額を2億8,078万1,000円とし、資本的支出については既決予定額4億4,413万6,000円から79万2,000円を減額し、総額を4億4,334万4,000円にしようとするものです。

3ページを御覧ください。第4条では、施設台帳作成業務委託の事業費の財源変更に伴い、企業債の限度額を3,680万円から880万円に変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明します。

8ページをお開きください。収入からご説明します。1款1項2目その他の営業収益、1款2項2目他会計補助金についてですが、消火栓の維持管理は水道事業者が行い、その費用は一般会計が負担するというようになっており、従来は歳入科目を他会計補助金で受けておりましたが、決算処理業務の精査の中で、他会計へ負担金として受け入れるべきということが判明しましたので、389万2,000円について予算の組替えを行うものです。

1 款 2 項 2 目他会計補助金については、先ほどの消火栓の維持管理に要する経費の予算組替えを行うほか、庁舎改修事業に伴い沢内庁舎施設監視設備移設業務委託について、4 条予算にて歳入歳出を当初予算計上しておりましたが、3 条予算で執行すべきとの判断から、79 万 2,000 円を計上するものです。

続いて、支出についてご説明します。9 ページを御覧ください。1 款 1 項 1 目原水及び浄水費備品消耗品費で、施設巡回車のスタッドレスタイヤ購入費として 6 万 8,000 円、委託料で沢内庁舎施設監視設備移設業務委託として 79 万 2,000 円、修繕費で浄水場の流量計等の修繕費用として 398 万 2,000 円、総額で 484 万 2,000 円を増額するものです。2 目配水及び給水費、修繕費については突発的な事故等に対応するため、配水管等の修繕費として 100 万円を増額するものです。3 目総係費については、備品消耗品費としてプリンタートナーの事務消耗品費 4 万 7,000 円、検針の際に検針票を発行する小型端末の電源交換が必要であり、事務用機器修繕費として 14 万 9,000 円、総額で 19 万 6,000 円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明します。10 ページをお開きください。収入についてですが、1 款 1 項 1 目企業債、3 項 1 目他会計負担金については、施設台帳作成業務委託 2,800 万円について、当初は起債を充当し事業を進める予定でしたが、その後起債を充当できない事業であることが判明したことから、事業費の財源変更を行うものです。2 項 1 目他会計出資金については、沢内庁舎施設監視設備移設業務委託の 3 条予算への組替えに伴い 79 万 2,000 円を減額するものです。

最後に、支出についてご説明します。1 款 1 項 1 目水道施設改良費については、先ほど来申し上げております施設監視設備移設業務委託費を 3 条予算へ組み替えるため 79 万 2,000 円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第 10 号 令和 3 年度西和賀町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、明日から始まる決算審査特別委員会の審査の方法について、決算審査特別委員会の委員長より、町民の皆様に周知してほしい旨の依頼がありましたので、お知らせしたいと思います。

今年度の審査も昨年度と同様に課ごとにあらかじめ審査時間を設定し、審査を行うことにしております。したがって、各課とも審査が始まる前に担当課長より所管する事業が決算書の何ページのどこの科目にあるのか簡単に説明していただき、それら事業の財源等について説明が必要な場合は、そのことも併せて説明していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、具体的な審査方法については、各課で用意していただく担当課ごとの決算書により審査を行います。説明が長時間に及ぶ場合は、あらかじめ資料を提出していただいても結構で

あります。

また、決算審査特別委員会における答弁については、課長代理まで答弁できることとします。

なお、本会議同様決算審査も告知端末放送を行いますので、お知らせします。

以上、このたびの決算審査特別委員会の審査方法について町民の皆様にもお知らせいたしましたが、委員の皆様には会期日程に従って会期内に審査を終了するよう特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 3時48分 散 会